令和４年第４回　飯塚市議会会議録第２号

　令和４年９月８日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第４日　　９月８日（木曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

　これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。２３番　守光博正議員に発言を許します。２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　公明党の守光博正です。それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、「河川敷の整備及び有効利活用の現状について」、「ふるさと納税の活用状況及び今後について」、「医療費削減及びがん対策の現状について」、以上３つの項目を質問いたします。的確なご答弁を期待しております。

まず最初に、「河川敷の整備及び有効利活用について」ですが、さきの６月議会で本市の水害対策については、るる質問をさせていただきましたが、お互いの考えの相違等もあり、私としては、現状はまだまだ厳しいのではないかと感じております。そこで今回は、水害の一因となりかねない河川敷内の草木について、まずお聞きしたいと思います。

現在、飯塚市を流れております遠賀川につきましては、河川内での草木が多く茂っている箇所が数か所見受けられるように思います。特に、飯塚第一中学校より上流の新飯塚橋付近におきましては、かなりの高さまで、橋の真横から見ても、草木が近くまで生い茂っているのがよく分かります。また、河川内に生い茂っている草木に、降雨後には、ごみ等が引っかかっている状況が多々見受けられております。私の知るところでは、かなり前から同じ状況が続いているのではないかと感じております。では、このような状況については、いつ頃から草木が発生しているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　平成３０年７月豪雨後の対策として、遠賀川河川事務所では河道内の掘削やしゅんせつ、堤防補強等が計画的に実施されております。質問議員が言われます新飯塚橋付近における遠賀川河川内の草木の繁殖状況につきましては、河川管理者である遠賀川河川事務所に確認いたしましたところ、近年では令和元年度に伐採を行っておりますが、その後においては、特に対応を実施していないとのことでございます。

なお、遠賀川の通常の管理につきましては、パトロール車を巡回させることで、河川の異常等の早期発見に努められており、また、年２回の堤防の草刈りを行うと同時に堤防の点検も実施されているところでございます。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今の部長のご答弁ですと、令和元年度に伐採を行って以降は、現在に至るまで対応がなされていないとのことですが、雨が降り水位が上がるたびにごみが引っかかるなど、災害はもちろんのこと本市のイメージを考えると、景観的にも悪影響ではないかと思われますが、本市から国等へ伐採の要望等を行うことが可能であるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　当該箇所におきましては、草木の繁殖が特に激しい箇所でもありますことから、河川管理者であります遠賀川河川事務所へ伐木等の対応を要望してまいりたいと思います。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今、部長のご答弁ですと、本市としても草木が激しく茂っているという認識はあるので、今後は河川管理者にそういった伐採の要望をされていくということを今答弁されたと思うんですけれども、私は４年間でこのような状況になっているので、伐採はもちろんですが、生えてこないというか、伐採後の有効的なその場所の活用を、今後はできれば国とまたしっかりと協議していただきたいと思っております。

では、遠賀川においては、大雨時にはいつも水位が上昇し、河川敷駐車場が利用できなくなるなどの状況となっておりますが、そのような水位が上昇する要因については、どのようなことがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　遠賀川の水位上昇の要因につきましては、主に飯塚市及び嘉麻市内の流域で降った雨が、県営河川、両市の河川、並びに水路を経由し、最終的に本川である遠賀川に流れ込むことにより水位が上昇することとなります。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　要は遠賀川に雨水を流す上で、先ほどから話しております草や木ですね、特に木の繁殖が水害の発生する要因の一つとなるのではないかと私は考えておりますけれども、影響を及ぼすのであればどのようなことがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　遠賀川のような大きな河川におきましては、草木の繁茂によって、流下能力が阻害される大きな要因とはなりませんが、水位上昇後に、ごみなどが引っかかることで景観等において好ましくない状況になることが考えられます。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今、部長が答弁された草木の繁茂によって、流下能力が阻害される大きな要因とはなりませんが、景観等においては好ましくないとのことですが、私は生い茂った草木にごみ等が引っかかり、水の流れを止める。その結果として河川の氾濫を引き起こし得る原因になるのではないかと思っております。この点についても、考えの相違かなと感じておりますけれども、では、草木の伐採やごみ等の撤去について、市民のほうからの要望などがあっているのか、また、市から国に対し河川をきれいにしていくような要望等を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　国におきましては、年に２回、河川の草刈りを行い、また市においても、堤防沿いの市道の草刈りや、国から占用しております河川敷広場につきましても、草刈りなどの維持管理に努めておりますことから、現在のところ市民からの河川内の草刈りやごみ撤去等についての要望等はあっておりません。

また、国に対し河川をきれいにしていくような要望等を行っているのかという質問におきましても、要望は行っておりませんが、年に１回実施されております地域ボランティア活動としての「Ｉ　ＬＯＶＥ　遠賀川」において、当実行委員会をはじめ、国、市も協賛し、清掃活動を行うことで、河川の景観向上に努めております。なお、最近２年ほどは新型コロナウイルスの影響により実施されていない状況でございます。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今の部長のご答弁だと、国が年２回の河川の草刈りを行っており、ここ２年は新型コロナウイルスの影響で、これは清掃活動ですよね、先ほど言われた「Ｉ　ＬＯＶＥ　遠賀川」は行われていないということであります。また、河川の国等への整備の要望等は行っていないということであります。先ほど言われた市民からの要望等はあっていないということでありますけれども、私のほうには結構、要望等があっておりまして、直接にはないにしても、そこら辺あたり、このあたりも相違があると思うんですけれども、国の事業には河川維持修繕事業があり、樹木の伐採等がされております。国は自らで全国全ての河川敷の整備を積極的に行うことはないと思います。だからこそ各市町村が気づいたら積極的に要望することが必要ではないかと、私個人は考えております。今の飯塚市の遠賀川河川敷を見て、本市及び他市からの観光客がどう思い、感じるのか、よく考えていただきたいと思いますし、ここでは、国へまた再度しっかりと伐採等の要望をしていただきたいと申しておきます。

では次に、いつ見てもきれいに整備されている直方市、中間市、水巻町の河川敷の状況を見ての感想についてお聞きしたいと思います。本市として、どのように感じているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　直方市では、市役所前の河川敷において、オートキャンプ場、テントサイトが設置されており、それぞれの区画には芝サイト、駐車スペースが設けられております。また、同河川敷においては、平成９年から「のおがたチューリップフェア」が開催されております。

中間市におきましては、第１市民広場、第２市民広場、多目的広場、中央市民広場、自転車広場、スケートボード広場が整備されており、水巻町におきましては、５００万本を超えるコスモスが満開に咲き、秋の定番スポットとなっておりますコスモス街道が整備されております。

このような施設、イベントについては、多くの市民、町民に親しまれていることから、本市におきましても、にぎわいの創出を目的とした活用、また、広く市民に利用されるような活用が望ましいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　私もよくここは利用させていただいておりますが、今部長のご答弁にもありましたが、市民、町民の皆様に親しまれていることが、実際行ってみてよく分かります。行政の職員の皆さんのご苦労も大変だと感じますが、最終的には市民の皆さんが喜んでいただき、有効的に活用していただくことが一番重要だと私は考えております。

そこで、本市の河川敷の有効利活用についてでありますが、まず花壇については、どのような状況なのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　遠賀川中之島におきましては、毎年、飯塚市の花であるコスモスの植付けにより、多くの市民の目を楽しませており、来客者は河川敷駐車場に駐車し、潜り橋を利用して来場されております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　私もコスモスの種まきは、ここ数年ボランティアとして参加させていただいております。残念ながら今年は予定があり参加できませんでしたが、では、今の部長のご答弁だと、多くの市民の目を楽しませているとのご答弁でしたが、どのくらいの来客者の方が、本市にこのコスモスを見に訪ねられているのか、分かればお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　申し訳ございませんが、来客数の具体的な数については把握しておりません。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　それでは、先ほどの答弁にあった潜り橋を含めた花壇の周辺については、雑草が茂り、行き来をするのにも足元を含め、困難な状況が多々あります。私も何年か前にコスモスを秋に見に行ったときにも、そこに行くまでに足元が悪くて、何かこう大変な思いをした経験もあるんですけれども、先ほどご紹介した直方市の「のおがたチューリップフェア」では、渡る橋もきれいに整備され、その周辺も歩きやすいようになっております。

そこで、本市としては今後整備をして、きれいにしていく予定はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　具体的な整備予定はございませんが、河川敷の草刈りにつきましては、会計年度任用職員により実施しており、今後も時期に応じて適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　時期に応じて適切な維持管理を行っていくということですので、それも含め直方市の維持管理についても参考にしていただきたいと思いますし、先日、直方市の職員の方に、担当の方にお聞きして、あれだけきれいに整備されている経緯を様々お聞きして、結構年間でも経費はかかっているみたいでありますけれども、草刈り等は直営でやっているみたいで、草刈り機も３基購入して、やっておるようであります。チューリップに関しては観光協会のほうが管理をされていて、そこに市が一部補助金を出しているというお話をお聞きいたしました。しっかりそこら辺も含めて、何か参考になる部分があれば、本市としても聞いていただければと思います。

それでは、サイクリングロード、キャンプ場等の整備状況については、一昨年、昨年の一般質問でもお尋ねしましたが、その後の状況についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　サイクリングロードにおきましては、飯塚市の飯塚第一中学校付近から直方市の遠賀川河川事務所までの１２．８キロメートルにわたる飯塚・直方自転車道、さらに直方市から芦屋町までの１７．６キロメートルにわたる直方・北九州自転車道が県道として整備され、合計３０．４キロメートルとなっております。その後の整備状況につきましては、昨年の答弁時点からの変更はございません。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　昨年からのご答弁の変更はないとのことであります。では、幸袋の伊藤伝右衛門邸の近くの河川敷、あそこは現在、河川駐車場としても利用できますが、幅も広く立地的には大変いいのではないかと。そこで直方市の河川敷に設置されているようなキャンプ場等を整備することもできるのではないかと私は考えておりますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　現在のところ、当該地におきまして、キャンプ場を整備する計画はございません。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　現在、そういった整備計画はされていないということでありますけれども、河川敷の利活用について、今後はどのように国と県と連携していくのか、また、どのように整備を行っていくのか、本市の考えをお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　現在、遠賀川の河川敷におきましては、市街地等への来客用として、多くの方々に利用されております駐車場が８か所ございます。また、中之島でのコスモスの植付けをはじめ、健幸ウォーク、ＪＲウォーク、花火大会、飯塚病院前のバーベキュー、コスモスコモン前のスケートボード場などに活用されているところでございます。

河川敷におけるキャンプ場等の整備につきましては、中流域となる本市と下流域の市町では、水流や水位上昇の程度が異なることや、必要となる施設整備及び河川環境への影響等、様々な課題の整理が必要となります。

河川敷の利活用につきましては、本市では新たな整備計画はございませんが、国土交通省では、河川空間のオープン化として、社会ニーズに合わせて占用制度を拡充し、営業活動を行う事業者等による河川敷地の占用が可能となっております。今後、河川空間のオープン化事業例等の民間活力を利用した取組について、遠賀川河川事務所とも連携しながら、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　本市では新たな整備計画はないけれども、国土交通省の河川空間のオープン化事業を今後は遠賀川河川事務所とも連携しながら調査研究をしていかれるとのことなので、しっかり研究を進めていただき、他市の状況も調べていただきながら進めていただきたいと思いますし、この河川空間のオープン化事業というのは、結構全国的に言ったら、もう何十か所も実施されているところが多いと思いますので、一部こういった形でホームページを見れば国のほうが出しておりますし、そこら辺もしっかり調べていただいて、少しでも早く研究を進めていただきたいと、ここでも要望しておきます。

最後に、令和２年第３回定例会の私の一般質問のときに、片峯市長のご答弁で、全文を言うと長いので一部抜粋して出させていただきますけれども、「本市が目指すスポーツツーリズム構想と併せて、観光都市いいづかとして打って出るときであるというように考えております。質問者、ご指摘の広域でのサイクリングによる観光事業につきましては、直方市長さんのほうからも直方市、力を入れてやりたい。そのときには飯塚と共通のルートについても考えたいので協力してほしいということでご相談があっておりますので、快諾をしているところでございます。」ちょっと中略いたしますけれども、「広域観光というのは一つ一つの点で言えば、いいものであるけれども、外から見るとそれほど魅力は感じられないものでも、つなぐことによって大きな魅力になる。または宿泊を伴うこともできる施設に変わりつつある。そして宿泊客が地元にお金を落としてくれる。そんな流れをこそ、早くつくりまして、そのプランについてぜひお示しができるように職員共々、スピードアップし取り組んでまいりたいと考えております。」とご答弁をいただいております。先ほどの部長のご答弁では、サイクリングロードは県が管轄しているということで、今のところは整備されていないということでありましたが、そのことも含め本市の河川敷の整備をスピードアップして取り組んでいただきたいと、再度ここでは要望して、この質問を終わりたいと思います。

　次に、「ふるさと納税の活用状況及び今後について」、お聞きいたします。ふるさと納税のここ数年の現状についてお尋ねいたします。さきの６月議会で飯塚市のふるさと納税における１４年間の実績についてのご答弁がありました。特に平成３０年、２０１８年度以降は毎年度２０億円以上の寄附が集まるなど、とても好調で令和２年、２０２０年度には、４３億７６５３万円となり、県内６０市町村で１位、全国でも１７位であったと記憶しています。

そこで、令和３年、２０２１年度は６５億円以上の寄附が集まったとのことでありますけれども、全国と比較した結果がどうだったのか、既に公表されているのであれば、お示しをお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　令和４年７月２９日付で、総務省自治税務局市町村税課よりふるさと納税に関する現況調査結果が全国に公表されました。この調査結果によりますと、飯塚市は６５億６４００万円の寄附が集まり、全国では１０位、九州では３位、福岡県内では昨年に引き続きまして、２年連続１位という結果でございました。このような結果となりましたのも、多くの返礼品を提供いただいております事業者の皆様のおかげによるものと認識いたしております。また、令和元年度が２１億６３６９万７５９９円、令和２年度が４３億７６５３万９４５４円、令和３年度が６５億６３９８万１４００円となっており、結果だけを見れば、毎年度２０億円ほど年々増加している状況とはなっておりますが、本年度も同様に寄附が増加することが約束されているものではございません。私どもといたしましても、寄附が集まれば返礼品を提供いただいております事業者への経済的な支援に直結いたしますので、今後も全国の多くの皆様から寄附していただけるよう周知・広報活動に鋭意努力してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　では次に、現在の活用状況についてお聞きいたします。非常に好調なふるさと納税ですが、寄附額の全てが市の財源になるものではなく、返礼品代や送料といった経費を寄附額から差し引いた実質約４割程度が市の貴重な財源となるものと思われます。また、寄附金の活用については、例えば令和４年度、現在いただいている寄附金については、令和５年度に実施する様々な事業に財源を充当することになりますが、要は寄附を受けた翌年度の事業に充当するものであったと記憶しております。そこで令和元年度以降の活用状況について、毎年度、幾らを財源として活用されているのか、お示しをお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　ふるさと応援寄附金につきましては、寄附をいただいた年度に一旦ふるさと応援基金に積立てをし、必要経費を取り崩すことといたしております。そのため寄附をいただいた年度の基金残額を翌年度の事業に活用するという運用を行っております。令和元年度につきましては、寄附額２１億６３６９万７５９９円のうち必要経費を差し引きました残りの８億４８７４万５千円を令和２年度に実施いたしました事業に活用いたしております。

次に、令和２年度の寄附額４３億７６５３万９４５４円のうち必要経費を差し引きしました残り１７億３１５４万１２９５円のうち最終的に１３億７００９万９千円を令和３年度に実施いたしました事業に活用いたしております。なお、差額の約３億６１４４万２千円につきましては、充当する予定であった事業が翌年度繰越しとなったため令和４年度に活用する予定でございます。

次に、令和３年度の寄附額６５億６３９８万１４００円のうち必要経費を差引きしました残り２３億１５５８万６４６７円につきましては、本年度に実施する様々な事業に活用する予定となっております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　では次に、ふるさと納税が活用できると思われるものについてお聞きします。飯塚市にふるさと納税をされた方々は自分が寄附したお金がどのような事業に使われているのか、非常に興味を持っていることだと思うのですが、そもそも寄附をされる際に寄附者がどのような事業に活用してもらいたいと考えているのかを把握されているのか、また、具体的な事業を選択できるようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　本市におきましては、寄附の申込みの際に、まちづくりの推進や教育・文化の充実など８項目の応援メニューからお選びいただき、メニューごとに割り振っております市の様々な事業に財源充当いたしております。また、具体的な事業の選択ができるのかというご質問につきましては、現在のところ具体的な事業への寄附は設定をいたしておりません。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　では最後に、市民生活の向上に向けた利活用についてお聞きいたします。応援メニューごとに様々な事業へ財源を充当されているということは、今のご答弁で理解をいたしました。では、全国的に高齢化が進んでいる中で、なかなか地域の中で草刈りができない場所があります。実施する市としても限られた予算の範囲内で実施するしかありません。また、自治会においても高齢化が進んでおり、後継者不足に悩んでおられます。令和３年度の寄附金でいえば、先ほど答弁があったように、２３億円も財源充当できるのですから、例えばこのような地域の課題を解決するために、市民生活の向上に向けた利活用として、例えばまちづくり協議会への補助金の増額であったり、草刈りの予算を増額したり、そういった使い方は今後できないのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　現在、好調なふるさと納税ではございますが、冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、本年度もこれまで同様に寄附が増加することが約束されているものではございません。各事業の所管課におきましても、最初からふるさと納税を財源として見込んだ予算要求を行うことはいたしておりません。好調であるから増額をする、不調であるから減額をするという考え方ではなく、当該年度に市として必要とする予算を計上し、その財源としてふるさと納税を活用いたしております。

また、先ほど申し上げました８項目の応援メニューの中で、人気がございますまちづくりの推進や、教育・文化の充実に寄附が偏りがちではございますが、寄附をされた方の思いがあるものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今、部長が言われたように確かに毎年一定の寄附金が集まる保証もありませんので、理解はいたしますが、特に草刈り等に関して本当に増額できるときは１か所でも多く増額できるような予算を取れるように、何とかできないかなと考えておりますので、これは思いとして要望しておきます。

　引き続き、次の質問に移らせていただきます。最後に「医療費削減及びがん対策の現状について」、お聞きいたします。これまで医療費削減やがん対策については何度もお聞きし、要望及びご提案もさせていただいております。残念ながら現在までその提案及び要望が実現いたしておりませんので、再度この質問をしたいと思います。今回で決着がつくとうれしいのですが、よろしくお願いいたします。

では初めに、本市の医療費削減の取組及び削減状況についてお聞きいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　私のほうからは国民健康保険と後期高齢者医療についてお答えをさせていただきます。国民健康保険での医療費削減の取組としましては、レセプト点検事業、ジェネリック医薬品普及事業、被保険者への医療費通知、特定健診の受診率向上が挙げられます。また、後期高齢者医療は、県の広域連合が保険者となりますが、同様の取組を行っております。しかしながら、１人当たりの医療費につきましては、年々増加している状況でございます。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　部長のご答弁だと具体的な金額は分かりませんが、年々増加傾向にあるということであります。それでは、特定健診の受診率の推移、年齢別の受診率はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　直近５年間の受診率の推移で申し上げますと、平成２９年度が５０．２％、平成３０年度が４９．５％、令和元年度が４７．４％、令和２年度が３９．７％、令和３年度速報値が３８．３％となっております。年齢別では、令和２年度の実績で申しますと、４０代が２０．９％、５０代が２６．７％、６０代が４１．４％、７０代、これは７０歳から７４歳までですが４８．８％となっており、年齢が上がるにつれて高くなっております。

次に、７５歳以上の後期高齢者ですが、こちらは県広域連合が行っておりますが、全体の受診率はここ３年間の平均で１４．５２％となっております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今、部長にご答弁いただきましたけれども、ここ５年間、年々少し受診率が減ってきているのではないかなと思います。特に４０代の受診率が低いのと、また７５歳以上の後期高齢者が低いように思います。この年齢層の受診率を今後どう上げていくかが課題だと私は感じておりますが、その件に関しては、また別の機会にお尋ねをしたいと思います。

では次に、がんの医療費の現状及び対策についてお聞きします。先ほども医療費が年々増加していることが分かりましたが、がんの医療費については、ここ５年間での推移はどうなっているのか、また、対策等はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　がんの医療費につきましては、飯塚市全体の統計数字はございませんので、直近５年間の国民健康保険の医療費でお答えさせていただきます。本市の国民健康保険に占めるがんの医療費につきましては、平成２９年度は約１４億円で全体の約１４％、平成３０年度は約１５億円で全体の約１５％、令和元年度は約１５億円で全体の約１５％、令和２年度は約１６億円で全体の約１７％、令和３年度は約１７億円で全体の約１７％となっており、年々増加傾向にございます。

本市のがん対策といたしましては、がんの早期発見のため、市内４０か所で検診車を用いた集団検診や、検診センター施設検診を、国民健康保険の特定健診と同時開催いたしております。さらに、働く女性が受診しやすい環境づくりを目的として、夜の女性特有がん検診を年２回実施いたしております。

また、効果的な受診率向上対策として４０歳、５０歳、６０歳の節目の方にがん検診受診勧奨及び再勧奨を実施し、国民健康保険の方へのお知らせにもがん検診のお知らせを同封し、機会があるごとに、健康づくりのイベントなどでがん検診受診の必要性を啓発するパネルの展示やチラシの配布を行っております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　がんの医療費も年々増加していることが分かります。また、対策もしっかりやっていただいて本当にありがとうございます。

では次に、胃がん対策でピロリ菌除菌全額助成の総額についてお聞きいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市のピロリ菌を除菌した場合にかかる医療費について、把握はできておりませんので、厚生労働省資料の２０１６年の除菌者数と、過去の答弁を踏まえた保険適用しない場合の１人当たりの除菌費用で推計してお答えさせていただきます。厚生労働省の２０１６年の除菌者数は約１６０万人でございます。それで飯塚市の人口に換算しますと約１６００人となります。除菌費用につきましては、保険適用なしで１人当たり約３万円でございます。したがいましてその費用を市が全額助成した場合、総額は年間約４８００万円になります。また、除菌費用については、保険適用もございますので、半分の方、約８００人の方が保険適用で実施された場合については、市の助成額としては総額約３２００万円となります。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　正確な数字は把握されていないということでありますけれども、では次に、ピロリ菌検査への保険適用前とその後の死亡者の推移についてお聞きいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　２０１３年よりピロリ感染胃炎に対する除菌治療が保険適用になりましたので、保険適用前の２０１２年から２０１９年までの福岡県保健統計年報による本市の胃がんを死因とする死亡者の推移をお答えいたします。２０１２年は５２人、２０１３年は６２人、２０１４年は５４人、２０１５年は５９人、２０１６年は６１人、２０１７年は４３人、２０１８年は４９人、２０１９年は４６人となっております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　２０１２年以前がありませんので、数字としても本市としては少ない、規模的に全国から見ると。ただ若干、少し減少傾向にはあるのではないかと思います。これが国でいうと保険適用以前の、若干年数を飛ばしたりしますけれども、２０１０年では約５万人、保険適用後の２０１３年では４万８４２７人、２０１４年は４万７９０３人、２０１５年は４万６６５９人、２０１６年は４万５５０９人、２０１８年は４万４１８９人、そして２０２０年、一昨年は４万２３１８人と。保険適用以前の４０年間では５万人以上の方が亡くなっていましたが、ここ８年間では４万人台まで減少しております。これは、除菌される方が、保険適用以前は年間約数十万人程度だったのが、保険適用後は１５０万人から２００万人が年間で除菌をしている結果だとも言われております。除菌をするにも、その以前の検査が必要だと思います。

そこで、田川の川崎町では総合健診の一つとしてピロリ菌検査が含まれており、４０歳以上、５歳刻みで、無料で検査が受けられますが、本市でも公費負担による検査を検討できないのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　日本におきましては、全人口の約５０％の方がピロリ菌に感染していると言われております。特に、高齢者になるとその割合が高くなりますが、そのうち胃がんへと進行するのは、大体０．４％から０．６％ぐらいと言われております。また、国立研究開発法人の国立がん研究センターでは、胃がん検診の検査方法において、ペプシノゲン検査やヘリコバクターピロリ抗体検査、あるいはその併用検査等は、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現時点では不十分であるため、住民健診として実施することは勧められていませんという見解でございます。また公益社団法人日本対がん協会におきましても、同じような見解を示されておりますので、本市におきましては、現時点では検査の公費負担は厳しいと考えております。

しかしながら、胃がんの原因の９８％はピロリ菌由来と言われており、またピロリ菌に感染している場合は、慢性活動性胃炎またはピロリ感染胃炎という病気であり、それは治療の対象となります。そこで本市といたしましては、胃痛などで悩まれている方は、医療機関を受診され、保険適用でのピロリ菌検査を実施し、感染していた場合は除菌治療を促すようなポスターを作成し、公共施設、医療機関などに掲示していきたいと考えております。併せて市報やホームページ、健康づくりのイベントなどにおいても、ピロリ菌感染についての正しい知識を情報発信していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今の部長のご答弁では、市は検査については公費負担はできないが、胃炎等で医療機関を受診される場合は、保険適用のピロリ菌検査をして、必要があれば除菌治療を完了するように広報していくと言われております。私が調べたところ、全国でピロリ菌検査を導入している自治体は約３割あり、福岡県においては２３市町村で実施をされております。その中に飯塚市も含まれており、飯塚市は飯塚医師会が実施されており、ただ残念ながら本市は全額自己負担で５５００円の費用がかかります。昨日、飯塚医師会に検査をされている人数をお聞きしたところ、平成２７年から始まり開始当初は６４人で結構いたんですけれども、その翌年から４人、２人と、また昨年に至っては０人ということでありました。ちなみに福岡市は、自己負担が１千円で対象年齢は３５歳と４０歳で、昨年度の検査数は３３１０人とお聞きしております。県内の２３市町村のうち２１市町村は公費負担を全額ではないにしてもされております。ご検討する価値はあると私は考えております。

では、ピロリ菌除菌は保険適用の場合、検査から一次除菌にかかる費用の３割、約１万円程度が自己負担となると計算されております。これを公費負担することで除菌治療がぐっと進み、胃がんに係る医療費の削減につながるのではないかと私は考えておりますが、胃がん検査後の費用負担については、本市としてどうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　胃炎等で医療機関を受診される方のピロリ菌の検査、そして除菌治療は有効と考えております。その中で、市民の方が経済的な理由で、ピロリ菌除菌治療をちゅうちょされることは、行政としても問題があると認識いたしております。まずはそのような状況を把握するため、医療機関へのヒアリングを行ってみたいと考えております。その結果を踏まえて、公費負担の有効性は検討していきたいと考えております。いずれにしろ現段階におきましては、胃痛など自覚症状がある方にはピロリ菌の検査、そして除菌治療を勧める広報を行っていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　経済的な負担がかかる方には、今後はなかなかどこまで把握するか難しいと思うんですけれども、そこら辺も踏まえてやっていかれるということであります。除菌、これはもう行政が、こちら側が強制するものでもありませんし、ご本人の意思だと思います。その上でより一層の検査及び除菌しやすい環境をつくる、提供する必要があるのではないかと私は考えております。

最後に、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市の重要施策のテーマでございます健康寿命の延伸を考えたときに、がん対策は重要であると認識いたしております。その中で胃がんについては、ピロリ菌対策が最も効果があると思いますので、胃などに炎症がある方に対しては、病院受診の勧奨、ピロリ菌の検査、除菌の効果について、積極的に行ってまいりたいと考えております。公費負担についても、経済的な理由で、ピロリ菌除菌治療をちゅうちょされる方がいらっしゃるのであれば、市としてもしっかり対策を考えていきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　最後になりますが、がん治療の基本は早期発見・早期治療であります。予防できるがんは予防手段を講じるべきだと思っております。それが検査であると考えております。北海道医療大学の浅香正博教授は、令和２年１月１５日に開催された第３０回がん検診の在り方に関する検討会で、参考人として出席され、このように言われております。胃がんの最も重要なリスクは、日本の場合にはピロリ菌感染である。日本人の胃がんの９８％はピロリ菌由来ですので、ピロリ菌の有無を最初にチェックしないことには、何を言っても意味がないと言われております。胃がんは今や治せる病気であります。全国の胃がんに係る医療費は、保険適用以前は年間約３千億円とも言われていましたが、今現在は減少傾向にあるとも言われております。先ほどの部長答弁でもありました国立がん研究センターのがん対策研究所では、昨年９月２７日に、ヘリコバクターピロリ菌除菌と胃がんリスクの研究発表をされております。その結果は生物学的機序を総合的に検討した上で、日本人においてピロリ菌除菌による罹患リスク低下についての科学的根拠は確実であるという結論になったと。また研究班では、日本人が対象としたヘリコバクターピロリ菌と胃がんの１９件の研究に基づき、ヘリコバクターピロリ菌が胃がんのリスクを上げることが確実と評価したと発表しております。ここでいう確実とは、科学的根拠としての信憑性の強さを表しております。確実である、ほぼ確実である、可能性がある、十分ではない、以上４つで、確実は最上を位置しております。そういう意味は、疫学研究の結果が一致していて、逆の結果はほとんどない、相当数の研究がある、なぜそうなるのか生物学的な説明が可能である。このように研究結果もあるように胃がんは予防、そして除菌をしっかりとすれば治せる時代になったのであります。

あとは行政が市民の皆さんの背中をどう後押しするかにかかっております。先ほどの全額公費負担が難しいのであれば、例えば半分の５千円を負担するなどを検討する価値はあるのではないかと思います。何度も言いますけれども、胃がんになれば医療費は、約１５０万円から２００万円かかると言われております。また、ＷＨＯ、世界保健機構も胃がんの原因はピロリ菌と認めておりますし、検討して公費負担する価値は、私は将来を見据えて、医療費削減の大きな一角を担うのではないかなと思っておりますので、しっかりとまた取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、健幸都市いいづかの名にふさわしい取組をしていただきたいと最後に強く要望いたしまして、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時４９分　休憩

午前１１時０４分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。１６番　吉松信之議員に発言を許します。１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　一昨日、実りの秋に襲来いたしました台風１１号も、台風一過となりました。農家の皆さん方、市民の皆さん方、そして飯塚市の職員の皆さん方、被害を最低限にとどめようとするご労苦に対し敬意を表する次第であります。気象予報士として、改めて自然の猛威の前には、あらかじめの備えがいかに必要であるか、事前の準備がいかに大切であるかということを改めて感じたところであります。

　それでは事前通告に従いまして、「飯塚市都市計画マスタープランについて」、それから無人航空機、「ドローンの活用について」の２件を質問いたします。

まず初めに、「飯塚市都市計画マスタープランについて」、飯塚市の行政計画の中で最上位に位置します第２次飯塚市総合計画では、「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」と都市目標を掲げております。そして、その目標の指針として飯塚市都市計画マスタープランがあるわけですが、この飯塚市都市計画マスタープランは令和４年、つまり今年の２月に改訂がなされております。その理由についてご説明をお願いします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　飯塚市都市計画マスタープランは、策定から１０年が経過し、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また、２０１７年１月には、筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、本市をはじめ１０市町が、筑豊広域都市計画区域の一つとなっております。そうした変化や関係法令の改正、都市の状況、まちづくりにおける最上位計画である第２次飯塚市総合計画及び飯塚市立地適正化計画の策定など、現況に的確に対応した内容とするため、改訂を行っております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ただいまの答弁で、飯塚市都市計画マスタープランは、第２次飯塚市総合計画及び飯塚市立地適正化計画に的確に対応した内容とするために改訂を行ったということでありますが、この飯塚市立地適正化計画とはどういう内容になっているのでしょうか、説明をお願いします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　飯塚市立地適正化計画は、中心拠点や地域拠点などの拠点の形成と交通ネットワークの充実による拠点連携型都市づくりを実現し、誰もが「住みたいまち　住みつづけたいまち」を目指すための都市計画の基本方針の一部として定めたものでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　飯塚市立地適正化計画の内容は、中心拠点や地域拠点などの拠点の形成と交通ネットワークの充実による拠点連携型都市づくりを実現するということでございますが、この中にあります、中心拠点と地域拠点という文言は、都市計画マスタープランにも何度も出てまいります。改めてこの中心拠点と地域拠点というものは、どのような地域のことであるのか、ご説明をお願いします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　中心拠点は、本市の都市としての顔であり、筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に掲げられた広域拠点を含み、商業・業務、居住、行政等の中枢的な機能が集積し、公共交通等の利便性に優れた拠点であり、新飯塚駅、飯塚駅及び飯塚バスターミナルとその周辺を位置づけています。地域拠点では、歴史的にそれぞれの地区で中心的な役割を担ってきた地域で、行政機関、文化施設、防災拠点などの公共公益施設の集積がある穂波、庄内、筑穂、頴田の各支所周辺を位置づけております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　地域拠点というのは、穂波、庄内、筑穂、頴田の各支所周辺のことを指しているということが分かりました。

それでは、今回の飯塚市都市計画マスタープラン（改訂版）の都市目標像であります拠点連携型都市、コンパクトシティとはどういう都市像のことか、説明をお願いします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　拠点連携型都市とは、豊かな森林・田園の広がる環境の中で、中心拠点や生活圏の中心となる地域に生活利便施設や公共公益施設などが適切に配置され、中心拠点と各地域を公共交通機関で結ぶことにより、都市的サービスの提供を補いあうことで、生活利便性を高める都市のことを言います。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ただいま拠点連携型都市についての説明がなされました。私は、拠点連携型都市の実現について、中心拠点と地域拠点との連携が必要であると、このことに関しましては、公共交通機関による人の移動、それも持続可能な人の移動が必要であると、重要な要素であると考えております。筑穂地区におきましては、ＪＲは運行をしておりますけれども、民間路線バス、これは地区内を運行しておりません。筑穂地区以外の他の３か所の地域拠点であります穂波、庄内、頴田の支所付近は、全て民間のバス路線が運行されております。中心拠点との連携がなされております。しかしながら、筑穂地区内では、市の中心拠点への移動手段といたしましては、今年度からコミュニティバスの筑穂・高田線が運行しているわけでございますけれども、運行内容を見てみますと、筑穂地区の地域拠点と中心拠点はつながっておりません。つまり、拠点施設である筑穂支所にコミュニティバスのバス停は存在しておりません。このことについて、私のほうには、筑穂地区の自治会などから、コミュニティバスの運行ルートに筑穂支所を入れてほしい。そして、前年度までバス停になっておりました大分郵便局を運行ルートに戻してほしいと、こういう声が届いております。市のほうでは、このようなご意見やご要望を聞かれたことはありますでしょうか、お答え願います。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　最初に、本市のコミュニティ交通の計画策定の経緯についてご説明させていただきます。本市のコミュニティ交通につきましては、今年度よりエリアワゴンの運行を開始するなど、新たな交通体系での運行を行っております。この運行計画につきましては、各地区のまちづくり協議会などの関係者の方々との協議並びに素案の段階で、各地区での住民説明会を開催し、ご意見やご要望をお聞きした上で、飯塚市地域公共交通協議会での議論を経て計画決定したものでございます。筑穂地区に関する内容につきましても、令和２年度及び令和３年度にまちづくり協議会の方々からご提案いただいた内容に基づきまして、現在のコミュニティバスやエリアワゴンなどのバス停、運行ルート、運行ダイヤ等を決定いたしております。現在のコミュニティバス筑穂・高田線につきましては、筑穂地区に関しましては、大分駅、吉田、桂川駅の３か所には運行いたしておりますが、ご質問の筑穂支所及び大分郵便局は運行いたしておりません。

　ご質問の中にありました住民からの意見等につきましては、運行計画決定以降、当課におきましても、住民説明会等におきましても、地域の方からお聞きいたしております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　意見が届いているということですけれども、そもそもコミュニティ交通の運行計画については、大規模な体系変更等については３年のスパンで見直しを行うということは承知をしております。しかし、バス停の設置、ルートの一部変更等の部分的な見直しについては、さきのコミュニティ交通の住民説明会でも、単年度ごとの部分見直しは行うことができるという説明がなされておりました。先ほどの答弁にありましたけれども、運行内容に関する地域住民からの要望等がある場合には、どのような対応ができるか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ご質問のように、コミュニティ交通につきましては、交通体系に関わる大規模な見直しは３年のスパンで、部分的な見直しは毎年度行い、利便性の向上に努めております。現在、令和５年度の運行計画につきましては、アンケート調査等による利用者の状況や、意向の把握、各地区まちづくり協議会等にご意見をお聞きするなど、運行計画の改善に着手しているところでございます。住民の方々のご要望等につきましては、全てに対応することは難しいと考えておりますが、バス停の設置やダイヤの変更などの部分的な改善につきましては、毎年度対応してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ただいま改善ということを言われましたけれども、改善というのは本当にいい響きだと思います。改悪というのはよくありませんけれども、私は、改善というのは市民のためにやるべき仕事だと思います。筑穂地区において、筑穂支所は立地適正化計画や都市計画マスタープランで、拠点連携型都市実現のための重要な拠点施設でございます。この施設にコミュニティバスが運行されることを地域住民は要望をされておりますし、市の目指すべき都市像にも合致していると私は考えております。

さらに、今回のコミュニティ交通の見直しにより、ＪＲ筑前大分駅の南西側の地域など、エリアワゴンは運行しておりますけれども、コミュニティバスの運行がなくなった地域があります。筑穂支所への運行ルートの変更に伴って、この地域への運行も同時に対応できるのではないかと思っております。ここもしっかり検討をしていただきたいと思います。

私の今回の提案は、運行計画の部分的な改善として対応できるのではないかと考えております。繰り返しになりますが、この件について前向きに検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　先ほども答弁いたしましたが、現在、次年度の運行計画策定のための地区住民からの意見聴取や協議等を行っているところでございます。ご質問されております運行ルートの変更につきましても、今後、筑穂地区の住民の方々との協議の中で検討させていただきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　今回は、飯塚市都市計画マスタープランにあります拠点連携型都市の実現の視点から、公共交通の在り方について質問をいたしました。今年４月、コミュニティ交通の見直しは、地区間移動と地区内移動を区分すること。そして、民間と行政の役割分担を行うことをコンセプトとして、飯塚地区地域公共交通協議会やまちづくり協議会等で協議を重ねられて、決定をなされたものでありますから、その作業は大変なものであったと尊重いたします。しかしながら、大きな変更があれば、当然、実際の稼動により見えてくるものがあります。その見えてきた課題、つまり飯塚市都市計画マスタープランとの整合性、そして何より、実際にコミュニティバス、エリアワゴン、予約乗合タクシーを利用されている方々の声を集約して、可能な限りの見直しを、片峯市長、よろしくお願いいたします。以上で、１つ目の質問を終わります。

　続いて、無人航空機、「ドローンの活用について」質問いたします。最近、ドローンという言葉をよく耳にするようになりました。特に、ウクライナでの戦争でドローンが近代兵器として使用されているということは、非常に残念なことであります。しかし反面、ＩＴ技術の発展とともに、小型で機能的なドローンは空の革命と言われるほど幅広い分野で有効活用が期待されるようになっています。そのドローンについて質問いたします。本市では、ドローンを導入しているのでしょうか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　近年、激甚化し、多発する災害に備えるため、各防災機関では、災害時における情報収集の有効な手段として、災害現場の確認が広範囲にでき、機動性に優れているドローンが広く活用されているところでございます。本市におきましても、甚大な被害をもたらした平成３０年７月豪雨において、浸水区域等災害規模の把握に長時間を要し、また、災害状況の記録が残っていないことが課題として浮き彫りとなりました。このため令和元年度に、上空からの被災場所の確認などを行うためドローンの購入を行ったところでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　令和元年度に購入をしたということですが、そのことが今年３月の飯塚市国土強靱化計画にも反映されている内容だということで符合いたしました。それでは改めて、飯塚市の所有しているドローンの台数、また、その有している機能についてご説明ください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市におきましては、ドローンを３台購入し、現在、災害対策本部の事務局であります防災安全課が所有をいたしております。また、ドローン機器が持つ機能といたしましては、３台全ての機器において、画像及び動画の撮影が可能であり、ズーム機能やスピーカー機能を有している機種もございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ズーム機能やスピーカー機能を有している機器もあるということですが、同型の機種が３台というわけではなくて、それぞれの用途によって種類の違うものが３台あるということでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　基本となります機器の大きさや能力については同じものでございます。３台がそれぞれ別個に付加機能としてズーム機能等やスピーカー機能等を有しているということでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　機器の大きさや基本の能力が同じということは、操縦も同じであるということだろうと思いますので、技術の習得という点では効果的だと思います。

　それでは、次の質問をいたします。本市のドローンの使用に関するルールはどのようになっているのでしょうか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　使用に関して、水害時、地震時には、河川、道路の被害状況や、土砂崩れ箇所、浸水範囲などの映像を、併せて大規模災害時には延焼範囲の把握について、映像記録を行うこととしております。また、平時の活用として、操作訓練も兼ねた、各所管における動画撮影や工事竣工等の作業確認等での利活用を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ドローンの操作には資格が必要だと聞いております。どのような資格が必要なのでしょうか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　一定の重量がありますドローンを操作し、屋外で飛行させるには、航空法の規制対象となり、飛行させるドローン機器の所有者が国土交通大臣へ登録を行うことが義務化されております。本市では、所有するドローン機器及び飛行させる者を国土交通省へ申請し、無人航空機の飛行に係る許可・承認を受けております。このため、飛行させる際の航空法規の知識、操縦技能及び機体性能などに関する理解が必要となり、ドローンメーカーやドローン操縦士協会、無人航空機システム産業振興協議会などの民間事業者による講習を受け、技能認定者として修了認定証などの民間資格を取得する必要がございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　技能認定者の資格を取得する必要があるということですが、本市における技能認定者の状況はどのようになっていますか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市では、令和元年度のドローン導入時から令和３年度までの３か年において、市職員による計１５名の技能認定者を確保いたしております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　１５名もの人材を確保しているということは、さすが飯塚市だと思います。国土交通省が今年７月２６日に発表いたしましたドローンの国家資格の開始が１２月５日で決定したということがありますが、私は、これは運転免許証のようなものかなと想像いたしますけれども、このことに関して、本市はどのように対処するお考えなのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　令和３年６月に公布されました改正航空法による操縦者の技能に関する証明制度、いわゆる国家資格の取得につきましては、令和４年１２月５日に施行されることとなっております。現在のところ、飯塚市が許可・承認を受けているドローンの使用に関しましては、特段の取得義務とはなっておりませんけれども、今後、ドローンの利活用を拡充していくことも含め、適正な人材確保に係る手続等について、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　先ほどのドローンの使用に関する質問で、各所管で利活用を行っているという答弁がありました。飯塚市における平時の活用において、どのような活用がなされているのか、具体的な内容をお答え願います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　平時の活用につきましては、利用を要望する各所管が技能認定者との調整を行い、ドローン所有課の防災安全課に対し、使用申請を行います。利用実績といたしましては、令和元年度が３件、令和２年度が１４件、令和３年度は６件、令和４年度７月末現在で８件、計３０件の利用があっております。具体的な例といたしまして、河川工事等に係る建設現場の確認業務、農地の現況確認及びパトロール業務、節分まつりや川島幸袋夢の大橋開通イベントでの広報業務、いいづかスポーツ・リゾートの概要撮影、立入り困難な土地にかかる課税業務などが挙げられております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　各所管で多岐にわたって利用されているということはいいことだと思います。それによってドローンの操縦の腕も上がりますし、一石二鳥ではないかと思います。しかしながら、年間１０回程度というのは、まだまだ利用が足りないと私は思います。その点に関し、先ほどの答弁で、平時の活用においては、利用を要望する各所管が技能認定者と事前に調整を行い、それからドローン所有課の防災安全課に対して使用申請を行うということでしたけれども、そこで気になるのは、利用する側があらかじめ技能認定者と調整を図るということが一つのハードルになっているのではないかと考えますが、この点についてお答え願います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　現在、利用がございます建設部局や広報部局、課税部局等に確認をしております。利用が必要と思われる対応事例の件数がおおむねその程度であったということでありまして、技能認定者との調整を図ることがハードルとなっているというわけではございません。防災安全課といたしましては、現在の技能認定者数が確保できていれば、災害時の利用については問題ないものと判断をいたしております。なお、利用条件について不明確な部分もあるとの確認もいたしておりますので、今後は利用促進の案内を含め、利用条件等の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ぜひ周知をしていただきたいと思います。冒頭でドローンは空の革命というようなことを申しましたけれども、民間ではドローンを使ったビジネスが、国の後押しもあって急速に拡大をしております。田川の川崎町では、一般社団法人とドローンの活用に関する協定を結んでいると聞いております。本市は、ドローンに関して民間との連携はどのようになっているのでしょうか、お答え願います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ドローンによる空撮・散布やドローンスクールなどの事業を行い、本社を福岡市に置く企業であります株式会社ⅰＺＭＡと、平成３１年３月に、災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定を締結いたしております。この協定におきまして、飯塚市は災害時において、ドローンによる被災状況調査、撮影した情報の提供、被災状況反映図の作成及び提供などについて協力を受けることが可能となっております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　民間との協定もあるということが分かりました。全国の消防本部では、消防活動にドローンが有効だということで、規模の大きな消防本部はドローンの導入が進んでおります。本市を管轄いたします飯塚地区消防本部では、ドローンを保有しておりません。そこで、消防本部との連携はどうなっているのでしょうか、お答え願います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ドローンの活用といたしまして、飯塚地区消防本部との連携協定等についてはございません。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ぜひ、消防本部との連携もよろしくお願いします。千葉県君津市という人口８万３千人弱の都市があります。この君津市は、ドローンを活用して橋梁点検を実施しているということです。いきさつは国土交通省の橋梁の点検要領が平成３２年に改定されたと。どういう改定かというと、点検で近接目視と同等の情報が得られる場合には、ドローンの使用も可であるということであります。そこで、君津市は令和２年度より橋梁点検を実施していると。これは市の職員がドローンの操縦・撮影・映像から、見る内容を診断まで行うということで、高所作業車等の特殊作業車を使うこともなく、点検時の交通規制の緩和や、映像を複数の職員が確認することで点検精度の向上と点検コストの削減にもつながっているということであります。いいことずくめだとは限りませんけれども、ドローンにどんなことができそうか、どんなことができるのか、庁内全部局にアイデアを募集するというのも、ドローンの利活用に資すると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市が購入いたしておりますドローンは、災害時において、上空からの被災場所の確認を行うことなどのために購入を行っているものでございます。また、平時におきましては、所期の目的を行うため、日頃からの操作訓練を含めた一般活用も認めているところでございます。この活用を通じまして、各所管におきましては、ドローンについてそれぞれどのような利活用方法があるのか、学んでいただく中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　本市のドローンは、災害時において、上空からの被災場所の確認を行うためというようなことで、ドローンの購入を行ったということですから、所期の目的を達成するために活用されているということは、よく理解することができました。しかし、るるドローンについて質問をしてまいりましたけれども、ここが私の言いたいところなのですが、ドローンの活用には、もう一歩踏み出して、本市にはＤＸ推進課が設けられています。ＤＸ推進とは、単なるツールの導入ではありません。業務プロセスの見直し、これに基づいた取組であります。ドローンもこれと同じだと私は考えています。私のような前期高齢者は、ＤＸ、デジタルトランスフォーメーションと、こういう言葉を聞くと、何か壮大なものだと捉えてしまいますけれども、これは目の前の業務を楽にする、前向きに変えていくものだと、こう考えて取り組むことが、結果としてＤＸ推進につながるものではないかと考えています。まさにドローンも同じ考えであります。ＩＣＴ技術と連携することにより、コストも時間も業務改善に大きく貢献できる要素を持っていると私は考えています。緊急時や過疎地域への医薬品の搬送とか、観光プロモーション、それからボタ山の実態調査とか、ソフトバンクホークスのスローガンではありませんが、もっともっと今後の利活用を考えてみてはいかがでしょうか。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前１１時４０分　休憩

午後　１時００分　再開

○副議長（坂平末雄）

　本会議を再開いたします。２７番　道祖　満議員に発言を許します。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　質問通告に従いまして、一般質問を行います。今回は、「市職員の兼業について」、お尋ねしていきたいと思います。市職員の兼業については、昨年の６月定例市議会で、同僚議員より地域貢献活動応援制度について一般質問が行われております。この制度は、地方公務員の社会貢献活動に関する兼業についての飯塚市の制度であると理解してよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問議員が言われますとおり、本市において、令和３年４月に定めました地域貢献活動応援制度は、地方公務員法第３８条の規定に基づき制定いたしております。飯塚市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に基づく指針を明確に示したものであり、当該制度は、職員が地域活動団体の活動に積極的に参加できるよう支援することを目的に、本市で定めた制度でございます。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　この一般質問の際の総務部長の答弁では、本制度は、飯塚市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に基づく指針を明確に示すことにより、職員がまちづくりの担い手として様々な地域活動団体の活動に携わることで、様々な経験や知識、多角的な視点を市職員が身につけ、変化の早い社会情勢や行政への多様なニーズに対し、柔軟に対応できることになり、行政サービスの向上につなげることを目的といたしております。その上で、報酬を伴う活動であっても、社会性、公益性、計画性が高いものについては、従事することを許可し、活動に参加する職員を積極的に支援することが本制度の目的でございますとされております。また制度においては、従事するには、営利企業等就職許可申請書の提出が求められております。そこでお尋ねいたしますが、本制度で想定されております営利企業等とはどのようなものか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本制度、営利企業等就職許可申請書におきまして、営利企業等を想定しているものにつきましては、スポーツチームのコーチやまちづくり協議会の主催事業の支援、ＮＰＯ法人の一員としての活動等、公益性が高く、継続的に行う活動であって、報酬を伴うものや、社会的課題の解決を目標とし、飯塚市内外を問わず地域の発展や活性化に寄与する活動でございます。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　それでは、昨年の一般質問で答弁されているように、本制度は、飯塚市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に基づく指針を明確に示しているものと理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問議員が言われますとおり、飯塚市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に基づく指針を明確に示しているものでございまして、市職員が勤務時間以外において、地域活動団体や市民活動団体の活動、いわゆる地域貢献活動に報酬を得て従事することに関し、制度化をしたものでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　現行の社会貢献活動に関する兼業の際、兼業許可を営利企業等就職許可申請書以外で申請することがあるのかないのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　地域貢献活動応援制度に基づく許可申請におきましては、営利企業等就職許可申請書以外で申請することはございませんが、当該申請により許可を受けた場合には、毎年度２月末までに所属長の決裁を得て、人事課に活動実績報告書を提出することといたしております。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　営利企業等についてお尋ねいたしましたが、繰り返しの質問になるかもしれませんけれど、地方公務員法第３８条では、兼業許可の類型が示され、営利団体の役員等を兼ねないこと、２として、自ら営利企業を営まないこと、３、報酬を得て事務、事業に従事しないこととされておりますが、これに該当しなければ、兼業許可を必要としないと理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　地方公務員法第３８条において、営利企業への従事等の制限が規定されておりますが、任命権者の許可を受けなければ従事できないものといたしましては、質問者が言われます３項目でございます。したがいまして、これら３項目に該当しない場合は兼業許可を必要といたしません。なお、兼業許可を必要としない活動を行う場合にあっては、地方公務員法第３５条に規定いたします職務に専念する義務に抵触することのないよう注意する必要がございます。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　国家公務員の兼業について、２０１９年３月に内閣官房内閣人事局から、「国家公務員の兼業について（概要）」が出されておりますが、この中で、国家公務員法第１０４条で、国家公務員の兼業について考え方が示されておりますけれど、御存じでしょうか。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　２０１９年３月に内閣官房内閣人事局が発出いたしました「国家公務員の兼業について（概要）」において、１、兼業先及び兼業する事務・事業として、非営利団体における兼業を可能とし、在職する機関と就業先に利害関係がないことや、経営上の責任者ではないこと、公務の信用を傷つけるおそれがないこと等の許可条件が付されております。また、報酬額については、社会通念上相当と認められる程度を超えない額であること、兼業に従事する時間について、勤務時間と兼業に従事する時間が重複しないこと、兼業時間数は原則週８時間以下、１か月３０時間以下、平日において３時間以下であること、兼業に係る申請手続について、兼業許可申請書により許可を得ること、また申請の際、兼業先の契約条件等が記載された書類が必要であることなどが示されているものでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　この中で、国家公務員法第１０４条の兼業について、（１）兼業先及び兼業する事業・事務についてでは、非営利団体における兼業が可能とされております。地域貢献活動をされている非営利団体等はいろいろあると思いますが、飯塚市では市職員がこの非営利団体等において兼業することは可能ですか。可能であるとするならば、定められた規則等はあるのでしょうか。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　非営利団体においては、地方公務員法第３８条第１項に規定いたします営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体とは考えられないことから、任命権者の許可を受けることなく活動することは可能でございます。しかしながら、非営利団体から報酬を受ける場合には、地方公務員法第３８条第１項後段に規定いたします事業もしくは事務に従事することに該当いたしますので、任命権者の許可を受ける必要がございます。定められた規則等とのお尋ねでございますが、地方公務員法及び飯塚市職員の営利企業等の従事制限に関する規則がこれに該当いたします。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　規則が該当いたしますということでありますけれど、非営利団体での兼業をする場合の規則があるのかないのかということを明確にお答えいただければと思っておりますが。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　非営利団体に就業することを目的としたあるいはそれを規定したといったような条例については整備をいたしておりません。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　「国家公務員の兼業について（概要）」では、国家公務員法第１０４条について、非営利団体における兼業が可能とする一方で、利害関係がある場合や、経常上の責任者である場合は、非営利団体であっても兼業はできない旨が示されておりますが、どのような趣旨でこのように定めてあるのか御存じでしょうか。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　国家公務員法第１０４条における利害関係者とは、許認可や補助金の交付、工事の請負、物品の購入等、契約行為等が対象であるとされており、経営上の責任者についても、理事長や理事など、組織、団体の経営または運営上の意思決定権を持っている者ということが示されております。これらにつきましては、職務の公正な執行の確保、公務の信用性の確保、職務専念義務の確保の観点から定められたものと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　では、具体的な例を出しながらお尋ねしていきたいと思っておりますが、自治会は非営利団体であると思いますが、いかがですか。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問者と同様の考えを持っております。

○副議長（坂平末雄）

２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

では、市内の各自治会への加入率が低迷しているというふうに言われております。市としても、自治会に加入をお願いしたいということを転入の方や未加入の方には働きかけていると思いますけれど、なぜ加入が低迷しているかというと、自治会の役員になりたくないとか、自分の時間をそういうことに使いたくないとかいうことであるというふうに聞いておりますが、この非営利団体である自治会に市の職員は加入することができますか。加入が可能であるならば、自治会での役員等の役職に就くことはできるのでしょうか。また、役員になれる市職員は、一般職、会計年度任用職員、再任用職員等の職種において制限があるのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　先ほどもお答えいたしましたとおり自治会は、区域内の自治会活動において市民等が交流し、助け合いながら課題の解決に取り組むとともに、協働のまちづくりを推進する非営利な団体であると認識をいたしております。報酬を受けることがなければ、任命権者の許可を受けることなく、自治会に加入し、活動することができます。市職員が自治会の役員等に就くことについても可能でございますが、自治会の役員等としての活動において、地方公務員法第３３条に規定する信用失墜行為の禁止や、同法第３４条に規定する秘密を守る義務、同法第３５条に規定する職務に専念する義務に抵触をすることがあってはなりませんし、自治会長の役割につきましては、地域の改善要望等も含まれますので、職責や業務内容によりましては、職員が自治会長に就くことにより、市役所の業務に影響を及ぼす可能性もあることから、慎重に判断する必要があると考えております。また、自治会の役員等に際し、報酬が支払われる場合には、任命権者の許可を受ける必要がございます。役員になれる市職員ということでございますが、一般職、会計年度任用職員、再任用職員のいずれにつきましても同様でございます。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そこでお尋ねいたしますけれど、市の職員は自治会に入ることができる。自治会長になることはいかがなものかという答弁でありますね。飯塚市においては、自治会長に対して何がしかの業務手当が支払われております。それとともに、たしか隣組長にも何がしかの金額が支給されているというふうに記憶しておりますけれど、これは、先ほど言ったように非営利団体、無償の場合は問題ない、しかし、こういう場合は有償になる、ということになるのでしょうか。そして、なるんだということであるならば、先ほどの答弁では許可が必要であるということでした。そのとおりですか。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　報酬を得るということでありましたら、そのとおりでございます。

○副議長（坂平末雄）

２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

であるならば、隣組長というのは、私が加入している自治会では、自治会に入って隣組に所属して、隣組長になるのは輪番制なんですよ。自動的になる。すると、１年間活動すると何がしかの金額をいただけると。そういうところが多いのではないかと思いますけれど、許可制であるならば、隣組長をやっている職員の数は大体どれぐらい毎年いるというようなことを把握しているのでしょうか。許可制であるならば、許可の数というのは分かるはずなんですよね。ところが先ほど言いましたように、ご答弁がありましたけれど、規則があるようではないという答弁、ないということですよね。ないということですけれど、ご答弁をいただいておりますと、地方公務員法に基づきながら、許可制であるならば、どういう実態なのか、把握しているのかどうか、お尋ねします。

○副議長（坂平末雄）

暫時休憩いたします。

午後　１時１７分　休憩

午後　１時１８分　再開

○副議長（坂平末雄）

　本会議を再開いたします。総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　申請件数自体は数字を持ち合わせておりませんが、申請が出ているものについては、まず確認をいたしております。それから隣組長につきましては、議員が言われますように、手当あるいは報酬、謝礼といった形で支給されておりますが、何もない形の隣組長さんもいらっしゃいますので、その場合は届出があっておりませんので、その数全てを踏まえて、隣組長にどの職員がいつなっているかという全数的な把握はできておりません。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　細かく言いますと、自治会においては、自治会長、隣組長以外に、自治会において役員手当というか、業務に対して、例えば副会長とか会計さんとか、老人部とか青少年部とか、いろいろ部がありまして、そこに対して、やはり活動に対して貢献していただいていますので、ありがとうございますという役員手当が設けられているところがあります。そういうところもやはり許可制度に該当するのかということですよね。該当するならば、そういうところはどういうふうに各自治会であるのか。把握しているかどうかです。お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　それぞれの自治会での報酬やその制度についての詳細については、私のほうでは把握ができておりません。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ということは、いろいろはっきりしておかないと問題が生じるんではないかなというふうに思っておりますけれど、重ねての質問になっていくか分かりませんけれど、市の職員の多くは、やはり地域の人たちというのは、市の職員に対する期待は大きいんです。だから、地域において、自治会活動についてを例にとって言っていますけれど、何で自治会の活動に対して出てきてくれないんだろうと。市役所に行っているのだったら、自治会に入っていろいろ仕事されている方々は、率先して市の職員が協力してくれると助かるというような思いが、期待がものすごく大きいんですよ。そういうことがあるということをまず申し上げたい。そして市の職員は、自治会だけではなくて、ほかの非営利団体にいろいろ関与して、様々な面で貢献されている方が多いと思います。しかし、今回この制定されております、この地域貢献応援活動の制度は、非営利団体で報酬が支払われる場合に許可が必要ということでありますけれど、その場合は申請があるわけですから、人事課が把握されていると思いますけれど、どうも聞いていると、全てが把握できてないようでございます。人材育成の面もありますので、評価材料にもなるものであると思っております。だから、やはり私はこの非営利団体に関連して、無報酬であろうが、有償であろうが、把握しておくべきだと思いますが、どのように把握しているのか、またどのように人事評価等に取り入れられているのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　非営利団体において無償で活動している場合、あるいは先ほど来、議員が言われますとおり、活動先の状況がつぶさにこちらのほうで認識できていないケース等も含めまして、地方公務員法第３８条に該当せず、申請が必要ないものにつきましては、そういう職員について把握ができてない状況でございます。人事評価といった観点におきましては、本市で実施しております人事評価の能力評価において、地域活動といった項目を評価項目としておりまして、目標設定することが可能になっております。評価を行う際におきましては、具体的な行動レベルを示しており、例えば自治会の活動や行事に可能な限り参加しているといったレベルについて評価レベルを３、５段階評価の３で評価することといたしております。また、評価に当たりましては、評価者と被評価者間において、自己評価に関する意見交換を行うことができる仕組みを構築しておりますことから、適切に人事評価においては反映できているものと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　繰り返しになるかも分からないんですけれど、市職員が非営利団体等の活動を無報酬で行う場合は申請が必要ないとする一方で、隣組長なり自治会長なり、市役所の業務に影響を及ぼす可能性がある場合は慎重に判断する必要があるということですけれど、これでは市の職員はどのように判断すればいいのか分からないのではないかと、職員の立場で。これがいい、あれが悪いというのが判断できるのかどうか。そういうふうに考えますので、それならば無報酬で非営利団体の活動を行う場合であっても、報酬がある、報酬がない場合もやはり申請して、許可制度をつくるとか、そういうことを考えてはいかがかと思いますけれど、どうですか。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　市役所の業務に影響を及ぼす可能性がある場合につきましては、非営利団体の活動内容やその活動が当該職員の職責や業務内容等においてどのような関係があるのかを個々に判断する必要がありますことから、現段階におきましては、判断を迷った場合には、人事課に事前相談いただきたいと考えております。ただし、先ほど来から質問議員のほうからご提言、ご指摘をいただいておりますとおり、職員が具体的に兼業しようといった際には、法令の通知や内容を網羅的に把握することが容易ではないこと、あるいは許可基準を設定、公表をなかなかできていないということ、それから兼業が可能であるかどうか判断する手がかりが乏しく、社会貢献活動であっても兼業をちゅうちょするような事例があるといったことが考えられますので、今後、どのような場合に非営利団体で活動できるのか、もしくはできないかを例示するなど、対応を図ることで、許可申請を行わずに職員が容易に判断できる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今後、考えていただけるということですから、よろしくお願いしたいと思いますけれど、昨年度、本市が定めた制度の地域貢献活動応援制度は、地域応援制度と言いつつも、営利団体からの報酬を得て活動することを示すにとどまっているのではないかと思います。非営利団体からの報酬を得る場合について、示されていない。そう思いますけれど、そこはまず確認して、そのとおりかどうか後で答弁をくださいね。それとともに、当該制度の趣旨においては、まちづくりの担い手として様々な分野で、自治会やまちづくり協議会をはじめとする地域活動団体、ＮＰＯ法人等の市民活動団体が果たす役割が大きくなっています。これらの団体や事業活動等に職員が従事し、活動を通じた様々な経験、考え方や知識、多角的な視点を身につけることによって、変化の速い社会情勢や行政への多様なニーズに対し、職員がこれまで以上に柔軟に対応できるようになり、行政サービスの向上につなげることを飯塚市働き方改革推進計画にうたっていますと書かれておりますけれど、繰り返し言いますけれど、この趣旨からすると、当該制度は趣旨を十分に反映した制度となっていないと考えますけれど、どう考えますか。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　前段の、報酬を得ていない部分については、確かにこの制度の中の対象にはなっておりません。それが１点目でございます。それから、地域貢献活動応援制度におきましては、報酬を得て地域活動に従事することに関し、制度化したものでございますので、現制度をもって、趣旨、要は現状の課題の全てを達成できるものではございません。地域活動に対し、職員が柔軟に対応するためには、地方公務員法第３０条に規定する服務の根本基準や、市役所の業務に影響を及ぼす可能性などが問題になってまいりますことから、活動内容と遵守事項の線引きが難しく、活動をちゅうちょするケースもございます。このため、許可の必要のない活動の例示や、報酬等を得ない非営利団体の活動を具体的に詳細化し、明示するなど、現制度の拡充以外においても、様々な対応を検討していく必要があると考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　内閣官房内閣人事局から示された「国家公務員の兼業について（概要）」では、社会貢献活動が人員不足によりたち行かなくなることを懸念し、制度運用の円滑化を図るため、環境整備を進めたものである。市民等との協働のまちづくりを推進している本市において、自治会では、出ごとが面倒、自治会役員になりたくないという理由で加入者が減少しておるような現実的な問題があります。また、新たな問題として、２０２５年からは学校における部活動を地域に移行する動きもあります。そうなると、市の職員が地域で果たす、期待される役割はますます重要になってくると私は思っております。このようなことも視野に入れて、何度か答弁いただいておりますが、職員が積極的に地域活動を行うことができる仕組みが必要であると考えておりますので、改めて市のお考えはどうか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　市民と協働のまちづくりを進めるためには、職員の地域で果たす役割がますます重要であるということにつきましては、質問者が言われますとおり、十分に認識をいたしております。先ほど申し上げましたとおり、職員に対し、非営利団体において活動できる例示を具体的に示すなど、職員が積極的に地域に貢献し、ひいては担い手不足の解消の一助となる仕組みが必要であると考えておりますので、今後とも、内部協議や先進自治体の研究を重ねてまいりたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

　２７番（道祖　満）

先進自治体の研究をするということですけれど、先進自治体になるように頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、引き続き２点目の「選挙の投票率の問題について」、お尋ねしてまいりたいと思っております。２０１９年、令和元年６月に一般質問で、投票率向上への取組についてお尋ねしております。それ以降の取組状況はどうなっているのか、まず確認させていただきたいと思います。

○副議長（坂平末雄）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

　投票率向上へ向けた取組の状況でございますけれども、選挙時の啓発といたしまして、各庁舎での横断幕、懸垂幕の掲示、市報やホームページ、庁舎モニター広告を利用してのお知らせ、ＳＮＳを通じての情報発信、防災行政無線や広報車による期日前並びに当日投票促進の放送、ショッピングセンター、穂波イオンでの街頭啓発活動などを行っております。令和元年６月以降の新たな啓発事業といたしましては、令和３年４月の県知事選挙からＬＩＮＥを活用した啓発事業を新たに行っております。また、投票環境の向上の取組といたしまして、期日前投票所での投票のためにコミュニティバス、予約乗合タクシーを利用した場合の運賃を選挙管理委員会が負担する移動支援事業を行っているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　２０１９年に質問した際の実施内容からあまり変わっていないような感じを受けるんですけれど、当時の一般質問での答弁では、投票率向上については、物理的課題の解決と常時啓発の強化が有効ではないかと考える。今後は選挙管理委員会全体で投票率向上について研究をしていきたいと答弁されておりますが、どのような研究がなされたのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

　有権者の皆様が投票しやすい環境を整備しまして、投票率の向上を図っていくことは、重要な課題と認識しておりまして、全国の各自治体の選挙管理委員会で行われている様々な取組について情報収集を行ってまいりました。その取組の主なものといたしましては、商業施設への期日前投票所の設置、期日前投票の投票時間の延長、高齢者や交通弱者の方などの移動が困難な有権者のための投票所等への移動支援や移動期日前投票所の設置などの取組が行われておりまして、商業施設への期日前投票所を設置している自治体に直接お話をお聞かせいただくなど、他市の状況を収集しているような状況でございます。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　では、近年の選挙の投票率の推移についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

　令和元年６月定例会以降の選挙での投票率を、無投票となりました令和３年２月の市長選以外について申し上げます。令和元年７月２１日執行、参議院議員通常選挙の投票率は４５．２７％、これに対し平成２８年に執行しました当該選挙の選挙投票率は５７．０３％となっており、１１．７６ポイントの減。令和３年４月１１日執行、福岡県知事選挙の投票率２９．７３％に対し、平成３１年に執行した当該選挙の投票率は４９％となっており、１９．２７ポイントの減。令和３年１０月３１日執行、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票率５２．７２％に対し、平成２９年に執行した当該選挙の投票率は５５．４８％となっており、２．７６ポイントの減。先日行われました令和４年７月１０日執行、参議院議員選挙の投票率５０．２４％に対し、令和元年に執行しました当該選挙の投票率は４５．２７％となっておりまして、４．９７ポイントの増といった結果になっております。なお、投票率の推移といたしましては、国や県と同様の動きというふうになっております。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　令和４年、今年７月の参議院選挙では、投票率は４．９７ポイント増えているが、残念なことにそれ以外は軒並み下がっておりますけれど、下がっている原因はどういうふうに考えるか。それと、今度の参議院選挙は何で４．９７ポイント、前回より増えたのでしょう。どういうふうに考えますか。

○副議長（坂平末雄）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

　投票率の低下の傾向につきましては、全国的なものとなっておりますけれども、本市におきましても同様の傾向というふうになっております。また、若年層の投票率につきましては、中高年層と比べると低い状況となっておりまして、その原因は一般的に政治的関心や投票義務感が低いからというふうに言われております。また、投票率につきましては、天候や争点、立候補の状況など、様々な要因が複合的に影響するのではないかと見ておりまして、今度、参議院選挙は少し上がっておりますが、ちょっと詳細な分析は今のところできていない状況でございます。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今、投票率が下がっている原因についていろいろお尋ねしたんですけれど、私は投票率が、今度参議院選挙が上がったのは、ちょっと調べてほしいんですけれど、全国的に期日前投票が浸透していって、期日前投票の投票率が上がっていっているんではないかと。それでトータル的に投票率が上がっていっているんではないかというような感触を持っているんです。ですから、今後は、確かにいろいろ期日前投票については制限等がありますけれど、投票率を上げるには、期日前投票について、何らかの対応をしていくべきだと思うんですよね。投票率が下がっていますけれど、だんだんだんだん、飯塚市もそうですけれど、高齢者の比率が高くなっております。それがために、移動が困難なために、やはり投票に行かないと。投票所の投票に行かない、遠いから。そういう傾向があるのではないかと。私はよく耳にするんです。遠いもんねと。だんだんだんだん年を取ってきて、今まで元気だった人が歩行困難になって、団地を見てみると手すり等がついて、やはり家の前の道路に出るまででも大変な人が多いように見受けられます。そういう意味では、投票所に移動する支援が有効な方法ではないかと思いますけれど、飯塚市はいろいろなことをやって支援しておりますけれど、この移動支援はどういうふうに推移しているか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（坂平末雄）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

　本市におきましても、期日前投票所での投票のためにコミュニティバスや予約乗合タクシーを利用した場合の運賃を選管が負担するというような移動支援事業を行っております。選挙の種類によって期日前投票期間が異なりますけれども、移動支援をご利用いただきました人数につきましては、令和元年７月の参議院議員通常選挙が１２２人、令和３年４月の福岡県知事選挙が４７人、令和３年１０月の衆議院議員総選挙が９２人、そして令和４年７月の参議院議員通常選挙が８２人となっておりまして、ある一定の利用者はおりますけれども、若干の減少傾向ではございます。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　びっくりいたしました。せっかく投票率を上げるための移動支援を行っているのに、利用者が少ないということですけれど、利用者が少ない原因は、この支援制度を知らない人が多いのではないかと思うんです。私自身もそうですけれど、やはり年を取っていって、今まで歩くことは支障がなかったけれど、やはりだんだんだんだん年を取りますと、歩行が十分今までどおりには歩けないとか、そういうことがありますので、いつまでも心の中では大丈夫なんだ、若いんだと思っているんです、健常だと。けれど身体がついてこないという現実はあるということなんです。自分がその年になって分かってきたことなんですけれどね。でありますから、支援制度を知らせる、周知すると利用者が増えるのではないかというふうに私は思っておりますが、そういう意味ではどういう周知をしてきたのか、お尋ねいたしたいと思います。

○副議長（坂平末雄）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

　令和４年７月の参議院議員通常選挙におきましては、市報やホームページ、また各交流センターでのチラシの配布やポスターの掲示等により周知に努めましたけれども、結果として利用者が減少傾向でありますことから、周知が不十分であったというふうには考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今回質問に当たっていろいろ調べてみましたけれど、今、ホームページの話が出ましたけれど、ホームページでこの乗合タクシー等の利用ができますということを言っているのは６月２０日ですね、たしか。２０日でしたね、ホームページが更新されているのを調べたら。だから、７月１０日が投票日だったんですね、たしか参議院選挙。ちょっと期間が短かったんではないかなと。せっかくやるんだったら、もう少し早いうちからホームページに。知らせるんだったら、多くの人が見たのではないかなというふうに、勝手に私、想像するわけですけれど。それと、各交流センターにチラシがありました。ありましたけれど、私、これをいただいたのは、この質問をするに当たって、交流センターに行って、資料を寄せてもらったら、これがあった。ということは、このチラシは、例えば各隣組に回覧されていないのではないかというふうに思うんですけれど、そういう周知の仕方はしていないのではないですか。交流センターだけに配付して、提示していたと。しかしそれは周知されていない。交流センターにみんながみんな行くわけではないですからね。せめてやはり回覧板で回してもらうとか、各戸配付するとか、工夫があってよかったんではないかなと私は思っております。だから、周知の仕方がちょっと不十分だったということを私は思っております。

それと、改めていい制度だなと前から言っているんですけれど、これを見ていて思ったことは、期日前投票に限っては、期日前投票される方の移動支援を行いますというチラシなんです。コミュニティバス、予約乗合タクシー、エリアワゴンまたは路線ワゴンを利用される場合は、その行き帰りの運賃が無料になりますというふうになっています。このコミュニティバスは全部、通っているところの路線に期日前投票所があるのかどうか。それと、エリアワゴンもしかりですよね。要は、期日前投票所に入る路線になっているやつとなっていないやつがあるということが１点。それと、予約乗合タクシーは、これは事前に予約しなくてはいけないというふうなことになっているんです。予約していない人は駄目ですよというふうになっている。だから、それと予約乗合タクシーに限って言いますと、予約乗合タクシーを見ますと運行範囲があるんです。いいですか、これは庄内地区、穂波地区、筑穂地区、頴田地区の人たちはコミュニティバスを使って期日前投票所に行けるんです。ところが、飯塚市の中で行けるのが、鯰田地区の人は頴田の期日前投票所に行けますとなっているんです。ところが、旧飯塚のほかの幸袋地区、二瀬地区、鎮西地区、飯塚東地区、この人たちは期日前投票所に行けないんです。ということは、飯塚市の人たちが期日前投票に行こうとしたときには、公共交通を使うしかない、乗り継いでいくしかないんです。具体的に見ていったら、いい制度なんだけれど、十分な制度にはなっていない。この制度の在り方について考えていったほうがいいのではないかというふうに思います。来年４月には地方議員選挙があります。それまでにぜひ選挙管理委員会で、この制度を見る限りにおいては、予約乗合タクシーが一番利用しやすい。だから事前予約ではなくて、何かそこに工夫をしていただきたい。そして周知徹底していただきたい。すると、全部の人が期日前投票所にこの予約乗合タクシーを使って行くことができる制度ができると思うんです。どういうふうに考えますか。最後、ご答弁いただけますか。

○副議長（坂平末雄）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

　ご指摘いただきましたとおり、コミュニティバスやエリアワゴンにつきましては、ルートに期日前投票所である各支所が入っていない場合がありまして、期日前投票の移動手段、移動支援の手段として考えた場合の利用しにくい面があること、また予約乗合タクシーにつきましても、今ご指摘がありました運行範囲の関係で、期日前投票所へ直接行くことができない地区がありまして、かつ予約乗合タクシーの利用時には事前登録が必要である等の課題があることはご指摘いただきましたとおりでございます。議員がおっしゃられるように、選挙時に自宅から投票所への間の移動が困難な高齢者や交通弱者の方などに対し移動支援事業を行うことは、投票率向上に向けて非常に重要な取組だというふうに考えておりますから、この点につきましては前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ぜひ投票率向上のための施策を、もう一回知恵を絞っていただいて、頑張っていただきたいと要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（坂平末雄）

暫時休憩いたします。

午後　１時５０分　休憩

午後　２時０５分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。５番　金子加代議員に発言を許します。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　今日最後の一般質問になります。私は「子ども図書館のこと」と、「障害のある人が地域で暮らすために」、この２つについて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

６月議会で、図書館との連携について質問し、図書館と行政が事業について連携し、市民に対して、情報提供することが大切だというふうに要望いたしました。この図書館についての一般質問を行う中で、飯塚市内外の図書館をいろいろと見学していきました。以前は、図書館は本を借りて静かに読む場所というイメージがありましたが、最近はニーズが多様化し、静かに本を読むことはもちろんのこと、子どもが絵本の読み聞かせを聞いていたり、中高生が友達と談笑していたりと、様々な方たちの居場所になっているなというのが私の感想です。本市の総合計画の中にもありますように、市民がいつでも自由に学習の機会を選択して、学ぶことのできるために、図書館は大変重要な施設です。

今回は、飯塚市に子ども図書館ができるということで、一般質問をさせていただくことにしました。まずは、本市の子どもと本との関わりについてお尋ねいたします。本市は、平成２２年から子ども読書活動推進計画を策定しております。今年度からは、第３次計画が実施されています。子ども読書活動推進計画から見える子どもの読書の実態について、どのように考えられているのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　飯塚市子ども読書活動推進計画は、家庭、学校、地域などで、子どもがそれぞれの発達段階に応じた読書活動ができるよう、子どもの読書環境づくりを進めることを基本目標とし、子どもの発達段階に応じた、関係機関の連携・協力による読書活動の推進、安心、快適な子どもの読書環境の整備、デジタルデバイスを活用した新たな読書活動の調査・研究の３つの基本方針を掲げ、各種事業を推進しております。本計画から見える子どもの読書の実態ですが、ブックスタート事業、ボランティアによる読み聞かせなどの事業により、子どもの読書に関する興味を喚起、また小学生を対象としている家読事業は、本をきっかけとした家族間のコミュニケーションの時間をつくることに大きく寄与、市立図書館と学校との連携を図り、図書館を使った調べる学習の実施により、本を活用した学習活動の支援など、子どもの読書活動の推進に一定の成果があったものと捉えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　子どもを取り巻く環境は本当に大きく変わりました。スマートフォンやインターネットが手軽に利用できるようになりましたが、その一方で、活字離れは本当に深刻で、この前の新聞にも載っておりましたが、国際学習到達度調査では、読解力において日本は７９か国中１５位と、前回の８位から大きく下がるというような、読解力の低下を危惧することが、教育界、また経済会からも上がっているとのことでした。

本市ではコロナの影響で、集団で行われていた乳幼児健診が個別健診に代わり、ブックスタート事業で配付されていた絵本が配付できなくなりました。もう少し詳しく状況をお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　教育部長

○教育部長（山田哲史）

　ブックスタート事業は、平成２０年、２００８年８月から４か月児健診会場で保護者の方に本を手渡す形で事業を行ってまいりましたが、質問者が言われますとおり、令和２年度、２０２０年度からはコロナ禍の影響により、健診会場での集団健診が中止となったことから、令和２年度、３年度は４か月児健診案内にブックスタート事業の案内を同封し、図書館でお渡しする方法とし、今年度からは子育て支援課と連携協力し、赤ちゃんすくすく元気訪問の折に、ブックスタートパックの配付をしているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　今年度からは、子育て支援課との連携協力ができているということなんですけれども、残念なことに、令和２年、３年度はブックスタートパックを受け取っていない方がいらっしゃるとのことですが、その対象児数、配付できていない児童数、そのパーセンテージを教えてください。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午後　２時１１分　休憩

午後　２時１１分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　ブックスタート事業での配付率を回答させていただきます。令和２年度につきましては、予定人員、対象人員でございますけれども、１０３３人に対しまして、実施人数は５２３人、未実施数としましては５１０人ということで、実施率は５０．６％になります。令和３年度につきましては、予定人数、対象児数でございますが８９８人、実施人数は５７７人、未実施数は３２１人ということで、実施率は６４．３％となっております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　全部で８３０名ぐらいの方が配付できなかったということなんですけれども、全体で恐らく、これは２千人ぐらい対象者がいて、８００人という、かなり大きな数だと思うんですけれども、この配付できなかった理由は、何だとお考えでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　配付できなかった理由でございますけれども、令和２年度、３年度はコロナ禍ということで、従来の配付方法と大きく変わり、図書館まで取りに来ていただく手法となったこと、コロナ禍であり、外出を控えられていたことなどが、配付率の低下要因というふうに捉えております。ブックスタートパックをお渡しできなかった方に対しては、はがきによる通知を行っておりますので、はがきを見て受け取りに来られる方もおられましたが、小さなお子さんがおられるご家庭が対象であり、当時は厳しいコロナ感染症拡大防止などの状況にあったことから、どうしてもお渡しできなかったご家庭がございます。繰り返しになりますが、今年度からは子育て支援課が実施する赤ちゃんすくすく元気訪問による家庭訪問時に、ブックスタートパックを手渡していただくよう、配付方法を変更しました。このことにより、本年度につきましては集団健診会場で配付を行っておりました当時の平均９６％に近い実施率を達成できるものというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　やはりコロナの影響は本当に大変だったなと思うし、今こうやってきちんと配付できていることは、本当にありがとうございます。よかったと思っております。

子どもと読書活動推進計画は子どものためのように思いますが、本当に長期的に見れば、大人の読書に対する関心につながっていて、大きくなったとき、大人になったときに、図書館を心理的に近く感じるか、それとも遠い存在に感じるかで、やはり図書館に行こうかなという距離も違うのではないかなというふうに思いました。本当に長期的な積み重ねが必要な計画だなと思っております。

小さい頃からの読み聞かせは本当に大切で、ブックスタート事業は本その物を届けるというより、絵本を通して子どもとの関わりを持つ大変重要な時間で、その時間を届けるような事業だと言われております。３分の１の対象児童がブックスタートパックを受け取れなかったということは、本当に私は残念です。やはり何か対策を考えなくてはいけないかなというふうに思っております。他自治体では、段階的にブックスタートから始まり、次はセカンドブック、そして読み聞かせというように、本に関わる事業を展開されているところもあります。本市、飯塚市では、セカンドブック事業は実施されておりますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　セカンドブック事業ですが、本市ではブックスタートのフォローアップ事業として、筑穂図書館での「小さい子のためのおはなし会」、庄内図書館での「エプロンママの小さなおはなし会」、飯塚図書館での「０、１、２歳児向けのおはなし会」、飯塚図書館とまちなか子育て広場の共同企画として、「絵本と一緒に０、１、２」を実施し、多くのご利用をいただいているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　０、１、２歳を対象に、図書館で多くのところが読み聞かせをされていること、また図書館が子育て支援センターと共同企画をしていることは、子育てをされている方にとっては、本に触れやすい、親しみやすい機会だと思いますので、ぜひさらに展開していただきますように要望いたします。

この第３次子ども読書活動推進計画では、家庭や地域だけでなく、保育園、幼稚園、こども園、そして小中学校での子どもの発達に合わせた読書活動について書かれておりました。残念ながらコロナの影響で、令和２年、３年からは読み聞かせイベントなどが縮小、中止されたというようなことが書かれております。子どもの読書活動については、家庭や地域、そして子育て支援施設、学校でさらに取り組んでいただきたいと要望します。

それでは、子ども図書館の計画について質問させていただきます。令和２年１２月に開催された総合教育会議の中で、穂波図書館を子ども図書館に移行すること、本年７月に開催されました教育委員会会議において、飯塚市立子ども図書館整備等検討委員会要綱の制定について審議されておりますが、穂波図書館を子ども図書館に移行するに当たり、どのような方向性を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　令和２年の総合教育会議においては、発達段階に応じた本が分かりやすく置いてあり、くつろげ、自由に出入りでき、大人からしても魅力的な図書館であったらといったご意見をいただいております。そういった協議・調整の結果や、子ども図書館整備等検討委員会でのご意見を踏まえた方向で移行できればというふうに考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　今、答弁をいただいたこの子ども図書館整備等検討委員会について、お尋ねいたします。検討委員会の委員の構成、そして開催回数やその内容について教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　子ども図書館整備等検討委員会は学識経験者や図書館運営協議会委員、自治会関係者や保育協会関係者など１０名の委員で構成されております。検討委員会は今年度合計５回の開催を予定しております。先日、８月２９日に第１回検討委員会を開催し、現在の穂波図書館があります旧郷土資料館の建物を見ていただきました。第２回は９月３０日を予定しております。第１回の検討委員会で委員の皆様に自由にご意見をご記入いただくための意見票を配付しておりますので、これを集約し、先進地の事例などを合わせて検証しながら、施設に必要な設備や大まかな配置などの意見をいただくこととしております。第３回は１１月を予定しております。第３回でも引き続き施設の内容について、委員の皆様にご協議いただくことと考えております。第４回は令和５年１月、第５回は２月を予定しており、子ども図書館において行う事業や本の選書などについて意見をいただく予定としているところでございます。

○議長（秀村長利）

５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

私も実は第１回検討委員会を傍聴させていただきました。そのときに、子ども図書館の開館までのスケジュール案内が配付されました。それによりますと、先ほどご答弁いただきました５回の委員会、そして施設整備に関する市民アンケート、ワークショップを経て、令和５年２月に整備方針概要が決定し、令和７年１月に開館する予定だとありました。ここに書かれてあります先ほど答弁がなかった市民アンケート、ワークショップの内容や時期、対象者などについて、お考えがあればお示しください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　ご質問の市民アンケート、またワークショップ等については、今、具体的な時期や内容等についてはまだ未定でございます。今後、そちらのほうにつきましても内容や実施時期などを詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　市民アンケートなんですけれど、恐らく大人が対象だと思うんですけれども、子ども図書館のやはり一番の利用者は子どもだと考えます。子どもの意見を聞き、反映することも大切だと思っておりますが、子どもの声を聞く予定があるのか、また、どのように聞こうと思っているのか、お考えがあれば教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　子どもさんの意見についてでございますが、大まかな、例えば子ども図書館があったら利用しますかといったアンケートについては、実施しているところでございますが、子ども図書館の建物としての基本的な構成や内部の配置などについては、利用者の動線、また利便性などを踏まえて検討していかなくてはならないというふうに考えております。子どもさんの年齢によっては意見も大きく違ってくると思いますので、そういった点も含め、どういった部分であれば、どういった年齢層の子どもさんから、どういった意見募集ができるのかといったところについて、今後、検討のほうをしていきたいというふうに考えています。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　子どもといっても、０歳から１８歳で、かなり年齢は幅広いので、どこをターゲットにするかで、また変わってくると思いますので、どうぞご検討のほどよろしくお願いいたします。

また、検討するに当たって、私は大切なのは専門家の意見だと思うんですよね。子どもに関わる人、また委員さんの中にも大学の先生もいらっしゃったので、その先生やほかの先生に聞いて、子どもの対象にあったものを選んでいただければ、考えていただければと思っています。これは要望です。よろしくお願いいたします。

では、先ほど言いました０歳から１８歳まで子どもはいるんですけれども、この子ども図書館の対象年齢、利用される方の年齢については、何か考えがあれば、お示しください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　子ども図書館については、その蔵書については、絵本などの幼児用図書や小学校低学年向けなどを中心とした蔵書となることをイメージしていますが、子ども図書館を利用される方については、様々な目的での利用があることと思われますので、利用者に対する年齢制限は考えておりません。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　確かに、子どもは本当に０歳から１８歳だけれども、そこを連れてくる大人も必要な場合もあるだろうし、子どもに関わるお仕事をされている方、またボランティアの方など、様々広いということで、よかったなと思います。

それと、Ｗｉ－Ｆｉ環境についてお尋ねいたします。学習する場合もあると思うんです。子どもによっては学習する場も必要だと思うんですけれども、そのＷｉ－Ｆｉ環境が必要だと思うんですけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　本市の図書館ではインターネットコーナーを設けて、インターネットでの調べ物などが必要なときには、そちらをご案内しているところでございます。しかしながら昨今、Ｗｉ－Ｆｉを整備する図書館も増えてきており、また穂波図書館にはインターネットコーナーがないことから、利用者の利便性と子ども図書館の方向性を踏まえながら、関係課とＷｉ－Ｆｉの整備について協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　ぜひ、Ｗｉ－Ｆｉの整備等、また、勉強の仕方等、よろしくお願いいたします。これは穂波図書館のほうではないですけれど、現在の飯塚図書館には情報器具を持って入ってはいけないという学習になっていますので、そこもちょっと検討をお願いいたします。

では、子ども図書館の館内空間、スペースの造り方について、どのようにお考えかお示しください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　館内の造りにつきましては、個別には多目的トイレや子ども用トイレ、授乳室、ほかにも読み聞かせスペースなどが必要というふうに考えておりますが、全体としては小さなお子さんにも利用しやすく、楽しめるスペースにできればと考えており、今後、子ども図書館整備等検討委員会においてご意見をいただくこととしております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　委員さんの中には読み聞かせをされている方もいらっしゃったんではないかと思いますので、いろいろな意見を聞きながら、スペースを造っていただければと思っています。

では、現在の穂波図書館の２階は、どう活用される予定ですか。子ども図書館のスペースにされるかどうか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　現時点では、子ども図書館は１階部分の利用のほうを検討しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　この現在の穂波図書館の、まず１階は郷土研究団体の作業室があって、またその２階は収蔵庫がありました。傍聴させていただいたときに見学させていただきましたが、かなりの量があることに大変驚きました。本も大切ですけれど、やはり郷土の大切な資料だろうと思っておりますので、それの検討もしなくてはいけないんだろうなと思います。平成２１年２月の「飯塚市公共施設等のあり方に関する第１次実施計画」においては、飯塚市穂波郷土資料館については、飯塚市立図書館との複合施設であり、また、施設内には公民館、体育館等の公共施設が設置され、地域住民にとって利便性の高い場所であることから、収蔵庫や郷土研究団体の活動場所としての利活用を含め、総合的に検討する必要があると書かれております。本当に飯塚地区にとっては大変大切な資料で、そこをどう組み合せていくのか、これからしっかり検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、先ほどの委員会の話を聞きますと、次が９月の終わりということなので、ぜひ早めに検討していただければ、充実した話合いができるのではないかと思っております。第１回の検討会に、私は傍聴したと先ほど申しましたけれども、委員会は大変意欲的で活発な意見が出ておりました。その中で、スペースについての質問があり、担当の方は、１階のみか２階のみが利用できるので、２つの案で考えてほしい、また、年齢も考えてほしいというふうに言われておりました。それで今の話を聞いて、今大変とても難しい時期にあるのだろうなと思いましたので、ぜひ９月のときまでにはしっかりと、日程が少なくなってきておりますので、充実した話合いができますよう、検討していただくようお願いいたします。

今回の子ども図書館に関しましては、第１回委員会で感じたことは、残念ながらやはりちょっと計画が遅かったのかな、せっかくあれだけ一生懸命話をされる方、熱心な方がいるんであれば、もっと早く資料館をどうすべきか、利用できるところがどこなのか、そして対象となる子どもの年齢層をある程度決めておけば、もう少し具体的な話ができたのではないかなと思います。すごくいい話合いになりそうなので、ぜひその辺のこともしっかりと話合いができる体制づくりを、どうぞよろしくお願いいたします。

子ども読書活動推進計画に書かれておりますけれども、どの年代の子どもの、どんな読書環境が飯塚市に不足しているのかということも考えていただけたらなと思っています。また、これは図書館の話ではないんですけれども、子育てをしている世代の方から、飯塚市は子どもが就学前までは子育て支援センターが大変充実していて子育て環境がとてもいい。しかしながら、小学校に入学すると、その子育て支援センターには行けない。暑い日は本当に行くところがない。ゆっくり過ごす公共施設がない。中高生の集まる場所もない。特に夏休みの間は本当によく聞かされました。子育てをされている方にとっては、夏休みは本当にきつい時期だったんだろうなと思っております。ぜひ、この子ども図書館が、スペースが決まっているので、簡単に誰でもいいよということは言えないのかもしれませんが。しっかり考えて、せっかく本当に楽しみにされている子どもさん、保護者の方がたくさんいらっしゃいます。ですから、検討委員会が活発に意見が言えて、そしてそれが反映でき、また１階、２階を使って、様々なタイプの読書の接し方にできるようにしていただければと思っております。ぜひ、居心地のよい図書館にしていただくよう、よろしくお願いいたします。

　では次に、「障害のある人が地域で暮らすために」をテーマに一般質問させていただきます。まずは地域生活支援拠点等整備事業についてお尋ねいたします。飯塚市第６次障がい者福祉計画並びに第２次障がい児福祉計画において、地域生活支援拠点の整備について述べられております。まずは、令和４年度から実施される本事業について、事業の目的とその整備手法について、お答えください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　国においては、障がい児者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するように、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針が示されております。これに沿い、本市では地域における複数の専門機関が連携して機能を担う体制の面的整備型の手法を採用し、圏域で委託事業として実施している飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターに、新たに１名のコーディネーターを配置し、ワンストップで相談から緊急対応まで対応する地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実を図っております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　この事業を飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターに委託して行っているということですが、この地域拠点等の整備及び機能の充実としては５つの機能を備えることとあります。その機能として、１．相談、２．緊急時の受入れ対応、３．体験の機会・場、４．専門的人材の確保・養成、５．地域の体制づくりとあります。これはどのように具体的に図っていくのでしょうか。また４月からの事業が始まっておりますが、現在のそれぞれの進捗状況についてお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　緊急時の迅速、確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備えることや、体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、ひとり暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者等が地域での生活を支援するために、５つの機能の充実を図っていきたいと考えております。各項目の進捗状況でございます。１つ目の相談でございますが、飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターにコーディネーターを設置し、その基幹相談支援センターを中心とし、相談支援事業所と連携して、各相談の受付対応、または緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録を行い、常時、連絡体制を確保し、対応が必要になった場合に、対象者の受入先の選定や、様々なニーズに対応できるよう体制整備に努めております。２つ目の緊急時の受入対応については、施設側での対応困難な場合が多いために、施設との調整事務はコーディネーターが担い、圏域にある既存資源の日中サービス支援型指定共同生活援助の指定を受けている３施設の活用を図ることで進めております。機能３つ目の体験の機会・場とは、地域移行支援や、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や、ひとり暮らしの体験の機会、場を提供する機能のことですが、これにつきましては、令和５年度からの実施を目指し、現在は調査及び研究を行っているところでございます。４つ目の機能、専門的人材の確保・養成では、医療的ケアが必要なものや行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成が重要となりますので、既存サービスの利用にとどまらず、インフォーマルな資源の活用や立ち上げができるような意識の高い人材育成を意図して、研修会の実施を検討いたしております。５つ目の機能、地域の体制づくりでは、地域の社会資源の連携体制を強化するため、既存の資源を活用した多職種連携会議や、地域での運営委員会等に出席し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を目指すため、現在は連携する社会資源の調査研究を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　全てがなかなか大変な重い内容だなと思って改めて聞いておりました。また、かなり複雑な要素が絡んでおりますので、丁寧に関わっていかなくてはいけないなと思うんですけれども、ご答弁いただきました１つ目の相談支援については、緊急時の支援が見込めない世帯とありましたが、どのような世帯を想定されているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　これにつきましては、親等が面倒を見ていて、福祉サービスを受けることなく、公的機関との一切のつながりがなく、家の中のみで生活している障がい者児、または障がいを疑われる者がいる世帯等を想定しております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　また、相談支援に関して、事前に把握・登録を行いと言ってありましたけれども、どういうふうに事前に把握されるのか、教えてください。

○５番（金子加代）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　対象者の把握につきましては市役所及び基幹相談支援センターに寄せられる様々な相談内容、地域での民生委員、自治会長等からの協力を仰ぎ情報を収集することや、計画相談支援員からの情報等からアプローチを行い、信頼関係を構築した後に、台帳作成を行っております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　やはり大変複雑で、一人一人対応が違う相談支援内容だなと思っておりました。

　また、緊急時の受入対応について、どのような対応をしているのか。４月から緊急時の受入相談があったのか。どのくらいあったのか。そして実際にこの３施設を利用した件数があったのか。もし受けられなかった場合は、どんな理由があるのか教えてください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　緊急時の受入件数につきましては１件ございまして、３施設の利用についてはございませんでした。このケースは嘉麻市での対応ケースでございましたが、施設が満床であったことや、本人の希望により、現在通所している就労継続Ｂ型事業所の利用を希望されたため、３施設とは別の共同生活援助、いわゆるグループホームに入所されたというような形でございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　緊急というのは、本当に大変な作業だなと思います。実際に支援センターの方を見ていたら、いつも虐待対応の電話を持っていて、いつも夜も寝るときもそれは外さないという話を聞いて、大変な仕事だなと思っております。

では、この中心的役割を担っていただいている飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターの役割や機能、職員の資格及び人材についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　令和４年度は飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターにおきまして、飯塚圏域の実務経験１年から２年の障がい福祉従事者等を対象とした基礎（スタートアップ）研修を年４回、実務経験３年以上の障がい福祉従事者等を対象とし、より現場の支援につながるよう地域の課題に焦点を当てた応用（スキルアップ）研修を年１回行う予定にしております。障がい者に対する支援、相談支援の質の向上を目指すために、指導的な役割を果たす機関として、専門性の高い相談支援や虐待に関する事案など、複雑・困難なケースへの対応を重点的に取り扱うため、身近な相談支援機関とし、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、介護福祉士、主任相談支援専門員の資格を持った１０名の専門員を配置し、圏域の関係機関との連携等により、障がい者当事者や家族への支援体制の強化を図り、複雑・困難な相談事例についても、組織力を持って解決に努めております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　本当に大変な役割を担っていただいているなと思いますが、この支援を必要とするご本人、家族の関係の方の身近な相談窓口である基幹相談支援センターの周知や広報は、どのように市民に対して行っているのか教えてください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　本庁、支所の窓口での配布物、障がい者ガイドブック、スペシャルサポートブックやホームページ、障がい福祉サービスなど、利用希望者の申請手続の援助やサービス利用に伴う生活設計の援助を行う相談支援事業所などにおいて、広く周知に努めております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　私も飯塚市のホームページ見たんですけれども、ちょっと言葉が難しいんですよね。ほかの福祉相談のところは、お気軽に相談くださいというやわらかい言葉なんですけれども、ここに対しては、障がい者障がい児のご家族ワンストップ相談窓口として専門的に対応します、また、圏域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、というようなとてもちょっとこれは相談事業所についてはこれでいいと思うんですけれども、ホームページを見られる方は市民の方もいらっしゃるので、できればもう少しやわらかく、言葉をほかの福祉ケアの相談と同じような言葉がけにしていただければなというふうに思います。また、ここの支援センターは、飯塚市、嘉麻市、桂川町と３つの自治体が同時に一緒になってやっているところと思うんですね。私も、どのように嘉麻市、桂川町が広報されているのか見ていたところ、結局、本当にびっくりしましたけれども、嘉麻市も桂川町も自治体のホームページからはこの基幹支援センターにはつながらない。誰がこれを責任をとるか、責任というかですね。やはり、みんなで話し合っていっていかなくてはいけないことだと思うんですよね。１つの支援センターがあって、３つの部署があり、中にそれぞれの課がいて、またそれぞれの課が、やはり入れ代わり立ち代わりされているので、誰が悪いというわけではなく、やはりみんなで同じようにこの圏域を上げていこうという意識がない限り、変わっていかないと思うので、ぜひ、これは委託した１つである飯塚市もしっかりと連携を図っていただけたらなと思っております。本当に基幹センターは頑張っていただいているなと今回の質問を通して思いました。

では、飯塚市は大体どんな立場で対応されているんでしょうか。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午後　２時４６分　休憩

午後　２時４７分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　今のご質問でございますが、これは飯塚市、嘉麻市、桂川町、この３つで協議会をつくって、協議をしております。どこがイニシアチブをとるという話ではありません。３つの自治体が共同で実施していくものと考えておりますので、今後、協議会等でしっかりそこら辺の内容を詰めて、３つの自治体が同じレベルになるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　そして私が欲しかった答えは、主体という言葉です。地域支援拠点事業のほかの自治体は要綱を持っております。また、ホームページにこの事業の内容が載ってあったりもします。それを見たところを、やはり自治体が主体となるとはっきりと明記されております。大変ちょっと今の答弁が、ちょっとやはり残念というか、いろいろな今回調査をさせていただきましたところ、それぞれがやはり自分のところがやっているというチームワークがもう少し欲しいなというのが、私の感覚です。市役所の方は本当に頑張っていただいています。たくさんの事務作業を本当によくやっていただいているなと思う反面、実施にかけては、やはり障がい基幹センターの方、またそれぞれの事業所の方が現場に入っておられる。そこの声をやはり聞き取ろうとする力というのが、やはり本当に頑張っていただけたらなと、そしたらもっとその障がい者支援というのが強くなるのではないかなと思っています。主体者として、どうぞよろしくお願いいたします。

　では次に、強度行動障がいのある人の現状と支援について、お尋ねいたします。強度行動障がいは大変厳しい言葉ですけれども、自傷行為や他人や物を傷つけたり、壊したり、本人の命や他人の命までを著しく損ねる行動が頻繁に行うという行動だとされています。またこれは、先天的なものではなく、本人の特性、環境が複雑に絡み合って２次的障がいという形で発生するとも言われております。本人はもちろんのこと、家族も大変苦しい状況に追い込まれます。本市における、この強度行動障がいのある方の全体数は把握できているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　国において、強度行動障がいのある人に関する疫学的な調査が行われていないため、一般的に統計数値は存在しておりません。一説では、全国で８千人から１万人とも言われておりますが、精神的な診断名を指すことではないため、本市においては具体的に数字は持ち合わせていない状況でございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　そのとおりだと思います。この強度行動障がいに関しては、国の専門機関等で研究が進められ、各報告書において全体像は示すものがありませんけれども、障がい支援区分認定調査での行動関連項目の点数から、本市おいて何らかの方法で、高い頻度で行動障がいについて支援を必要とする人を把握できないでしょうか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　本市において障がい福祉サービスを決定する際に、障がい区分認定または障がい児の調査を行い、個々の状況による加算要件を決定しておりますので、一つの目安として、給付費における加算要件に着目した場合の算出数値について、お答えいたします。この推計値の算出方法としては、福祉サービスにおける給付費の支払いのうち、最近の請求分、令和４年７月における給付費のデータから重度障がい者支援加算や強度行動障がい児支援加算に着目し抽出したところ、１８歳以上が８４人、１８歳未満は０人となっております。ただし、この数字は強度行動障がいに関連する行動等がある対象者に対する加算を抽出した数であり、直ちにこの数字が強度行動障がいのある方の人数を現したものではないことをご了承願います。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　この障がい者支援区分認定調査での行動関連項目というのは、かなり主観的な項目で点数をつけていきますので、グレー、もう少し８４人もグレーだろうなというふうに思います。では、この強度行動障がいについて具体的な取組を、飯塚市はやっているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　先ほど答弁いたしました飯塚圏域の障がい者福祉従事者等を対象としたスキルアップ研修としまして、６月２５日に飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター主催にて、自閉症の方の特性理解、これは強度行動障がいと呼ばれる行動につながるような支援をしないために、このような研修を実施しております。この研修には就労Ｂ型事業所や児童発達支援及び放課後デイサービス事業所等から、計４５名、２８か所、８事業所から参加があっております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　この強度行動障がいは本当にちょっとドキッとするような本当に言葉なんですけれども、本市ではどのように考えられているのか。その取組のやり方をお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　強度行動障がいを有する方に限らず、全ての障がいに関する相談支援としまして、基幹相談支援センターにおきまして、障がいに関する総合的な相談業務を実施、個別事例における専門的な助言等を行うことで、障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切なサービスにつなげる等、関係機関との連携等を行っていきたいと考えております。障がい者基幹相談支援センターと各関係自治体間での情報共有はもとより、障がい支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関しまして、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク、これは自立支援協議会を設置しておりますので、この協議会におきましても、圏域における障がい者福祉に関する課題等について具体的な協議を行い、圏域の障がい者福祉に関する問題の解決や、ネットワークの構築のため、しっかりと協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　本当に強度行動障がいというのは、本当に遠いところにあるような気がするんですけれども、先ほど８千人から１万人というような全国的にそのくらいいるんではないかと言われた数字と、あとは療育手帳を持っている１％という試算もあります。そうなると、飯塚市には実際のところ、療育手帳をもらう子どもたちが増え続けている状況もあります。飯塚市のこの発達障がい児等相談機能強化事業にトントンがあります。私もそこへ最近行かせていただきましたが、お話を聞いたところによりますと、相談件数が大変増えてきていて、発達検査を受けるのに、もう３か月待たなくちゃいけない、部屋もいっぱいいっぱいでとれないという状況があると聞きます。早期療育こそが、自閉症スペクトラムの鍵だとも言われていますので、この早期療育が受けられるように、医師や心理士の確保を要望いたします。また、２０１６年に発達障害者支援法が改正され、乳児から高齢者までの切れ目ない支援が求められています。ぜひ、飯塚市でも子どもだけではなく、発達障がいに特化した専門の施設を立ち上げていただき、自閉症スペクトラムの特性を踏まえた根拠ある支援をしていただくよう、よろしくお願いいたします。飯塚市は２００３年にカリタスの家という障がい者虐待がありました。本当に残念なことでした。それがあったからこそ、２０１１年に障害者虐待防止法ができたと言われています。ぜひ、取組をよろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明９月９日に一般質問をしたいと思いますのでご了承願います。

以上をもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　２時５８分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

（　欠席議員　　１名　）

１３番　　小　幡　俊　之

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２４番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二

選挙管理委員会事務局長　　手　柴　英　司